

第1期住田町国土強靱化地域計画

令和3年8月

住田町

目次

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の位置付け

第3節 計画期間

第2章 基本的な考え方

第1節 基本目標

第2節 事前に備えるべき目標

第3節 基本的な方針

第3章 地域特性と想定するリスク

第1節 町の地域特性

第2節 想定するリスク

第3節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

第4章 脆弱性評価

第1節 脆弱性の考え方

第2節 全体事項の脆弱性評価の結果

第3節 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価

第5章 脆弱性評価に基づく対応方針

第1節 起きてはならない最悪の事態ごとの施策

第2節 施策分野ごとの施策

第3節 重点施策

第4節 計画の推進と進捗管理

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の趣旨

- ・ この計画は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」第13条に基づき策定する、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画です。
- ・ 「国土強靱化」とは、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのことで、平成25年12月に基本法が公布、施行されると、政府は平成26年6月に、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国の基本計画」という。）を策定しました。
- ・ 岩手県は、平成28年2月に「岩手県国土強靱化地域計画（以下「県の地域計画」という。）」を策定し、令和2年9月には第2期の計画を策定しています。
- ・ 平成23年3月11日の東日本大震災や平成25年8月9日線状降水帯による大雨など「想定外」ともいえる大規模自然災害による被害が本町でも発生しています。
- ・ 今後も町民が安全に安心して暮らし続けていくために、この計画において住田町の強靱化に向けた目標や取り組みを定めます。

第2節 計画の位置付け

- ・ この計画は「住田町総合計画」や「住田町地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものです。
- ・ また、国の基本計画や県の基本計画と調和を保ちながら「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第8版）」の策定手順に従って策定します。

第3節 計画期間

- ・ この計画の期間は、総合計画との整合性を図るため策定時から令和6年度までとします。

第2章 基本的な考え方

第1節 基本目標

- ・ 住田町が国土強靱化を推進する上での基本目標を次の通りとします。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 人命が最大限保護される
- (2) 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 町民の財産や公共施設の被害が最小限に食い止められる
- (4) 迅速な復旧や復興を可能にする

第2節 事前に備えるべき目標

- ・ 住田町が国土強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標を次の通りとします。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康や避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能を維持する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能や情報サービスを維持する
- (5) 地域経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) 必要不可欠なライフラインや交通ネットワーク等の被害を最小限に留め、早期に復旧させる
- (7) 制御不能な複合災害や二次災害を発生させない
- (8) 地域社会や地域経済を迅速に再建する

第3節 基本的な方針

- ・ 大規模自然災害等に備えた事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興等に資する、本町全域にわたる強靱なまちづくりについて、東日本大震災や過去の大規模自然災害から得られた経験を踏まえ、以下のとおり方針を設定する。

(1) 地域強靱化に向けた取り組み姿勢

- ① 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組むこと。
- ② 災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める視点を持つこと。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクから町民及び訪問者等の命を守り、被害を最小限に抑えるため、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、本町の特性に合った効果的な施策を推進すること。

② 住民が自らの命は自ら守る「自助」、地域で助け合う「共助」を中心に、これを行政が支援する「公助」を適切に組み合わせ、行政と町民が連携するとともに、民間事業者、関係者相互の連携、協力等役割を分担して取り組むこと。

③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう取り組むこと。

(3) 効率的な施策の推進

① 人口減少、少子高齢化社会への対応や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、効率的な町財政運営に配慮し、施策の重点化を図ること。

② 限られた財源を有効活用するため、国の施策の積極的な活用、既存の社会資本を有効活用、民間資金の活用等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。

(4) 本町の特性に応じた施策の推進

① 「住田町総合計画」との整合を図り、人口減少対策にもつながる地域コミュニティや地域経済の強靱化を推進すること。

② 男女のニーズの違い、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に配慮して施策を講ずること。

③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第3章 地域特性と想定するリスク

第1節 町の地域特性

(1) 地理・地形

- ・ 岩手県の南東部に位置し、東西約 31km、南北約 19km と東西に長い形をしており、面積は 334.84 km²と、県土の約 2%を占めています。
- ・ 四方を標高 1,000m 前後の山々に囲まれ、総面積の約 90%を山地が占めています。
- ・ 北東部から大きく西部に蛇行して南下する気仙川とその支流沿いに集落や農耕地が点在しています。
- ・ 地層は、主に頁岩、砂岩、酸性の凝灰岩、砂質の石灰岩などからなる互層で形成し、間に礫岩、玄武石質な火砕岩類が入り、層厚はおよそ 850m となっています。気仙川沿いには花こう岩が見られ、川に沿ってその東側にほぼ南西方向に帯状をなして「気仙川岩体」が分布しています。

(2) 気候

- ・ 沿岸部に比較的近いことから、海洋性気候の影響を受け、冬季は比較的温暖でありながら、夏季は冷涼と内陸的な気候の影響も受ける地域です。
- ・ 年平均気温は 11℃ほどで、冬季は北部で 20～30 cm、南部で 10～15 cmの積雪があります。

表1－気象データ

| 年 | 降水量 (mm) | | | 気温 (℃) | | |
|----------|----------|-------|------|--------|------|-------|
| | 合計 | 日最大 | 時間最大 | 日平均 | 最高 | 最低 |
| 平成 28 | 1490.0 | 149.5 | 37.0 | 11.1 | 33.5 | -8.3 |
| 平成 29 | 1311.0 | 98.5 | 25.5 | 10.6 | 34.6 | -12.7 |
| 平成 30 | 1405.5 | 98.0 | 24.5 | 11.2 | 35.5 | -11.3 |
| 令和 元 | 1427.5 | 104.5 | 33.5 | 11.2 | 35.3 | -9.1 |
| 令和 2 | 1293.5 | 76.5 | 25.5 | 11.5 | 36.7 | -10.3 |

(出典：気象庁 気象観測統計)

(3) 人口

- ・ 総人口は、昭和 30 年の町制施行時点の 13,121 人をピークに一貫して減少し、平成 27 年には 5,720 人と、60 年間で 7,401 人 (△56.4%) 減少しています。
- ・ 年齢区分ごとの人口増減は表 2 の通りで、少子高齢化が進んでいます。

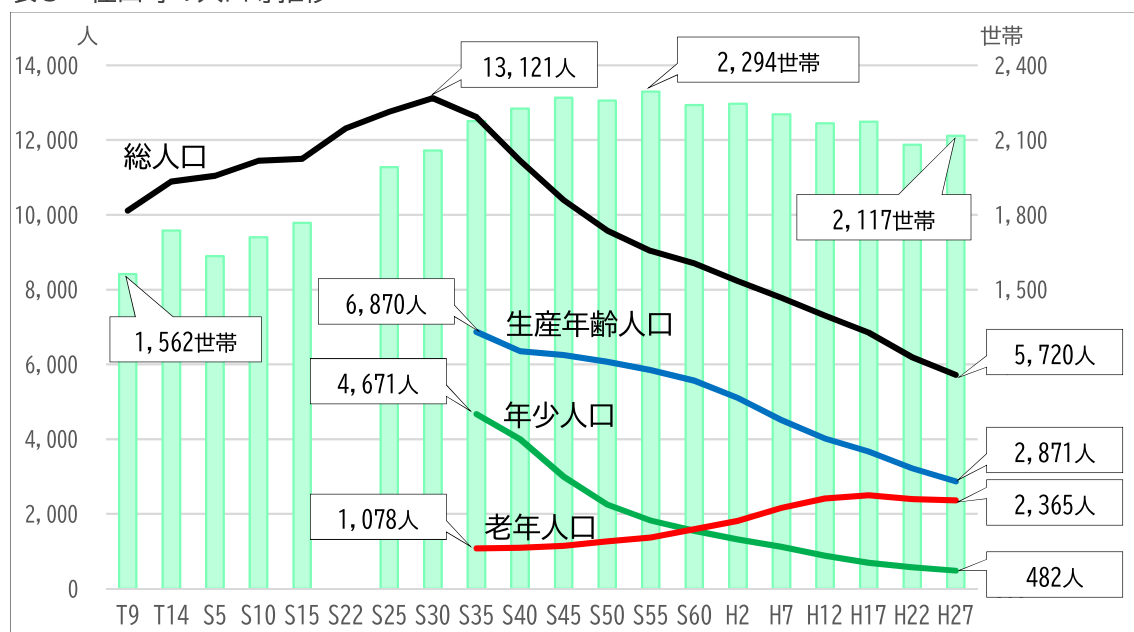
表2－年齢区分ごとの人口の比較

| 年齢区分 | 昭和 35 年 人数（構成比） | 平成 27 年 人数（構成比） | 増減（増減率） |
|--------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 年少人口 | 4,671 人（37.0%） | 482 人（8.4%） | △4,189 人（△ 89.7%） |
| 生産年齢人口 | 6,870 人（54.4%） | 2,871 人（50.2%） | △3,999 人（△ 58.2%） |
| 老年人口 | 1,078 人（8.5%） | 2,365 人（41.4%） | 1,287 人（119.4%） |

（出典：国勢調査）

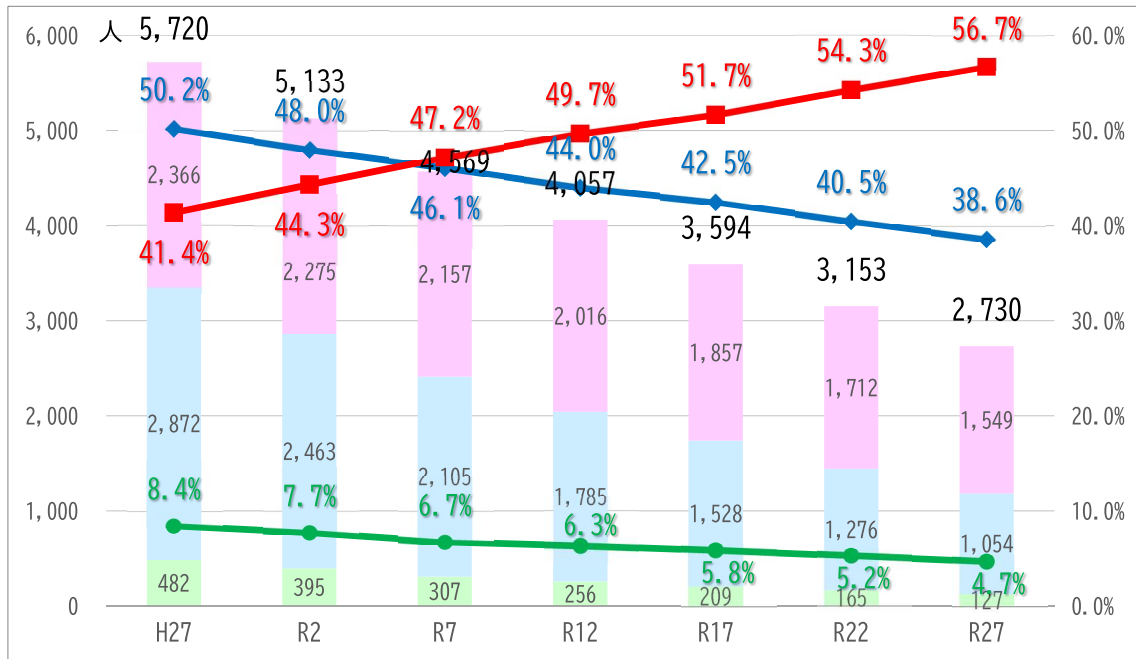
- ・ 世帯数は昭和 55 年の 2,294 世帯をピークに減少に転じ、平成 27 年は 2,117 世帯となっています。1 世帯当たりの人口は、昭和 30 年の 6.4 人に対し、平成 27 年は 2.7 人と約半分となっています。
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」）による推計では、本町の人口は 2045 年（令和 27 年）には 2,730 人と、2015 年（平成 27 年）から 2,990 人（△52.3%）減少し、年少人口の割合は 8.4%から 4.7%に減少し、老年人口の割合は 41.4%から 56.7%に上昇するとしており、さらに少子高齢化が進む見込みとなっています。

表3－住田町の人口等推移



（出典：国勢調査）

表4－住田町の推計人口



(出典：社人研 まち・ひと・しごと創生人口ビジョン)

凡例
■：年少人口 ■：生産年齢人口 ■：老年人口
—：年少人口割合 —：生産年齢人口割合 —：老年人口割合

第2節 想定するリスク

- ・ 町内で発生する大規模自然災害を対象とし、地震、風水害、土砂災害、雪害など、過去に大きな被害をもたらした規模を想定します。

表5－対象とする自然災害

| 自然災害種別 | 想定する過去の主な災害〔発生日〕(規模) 〔被害状況〕 |
|-------------|---|
| 地震 | 三陸南地震〔H15.6.26〕(震度5強) (建物被害 一部破損 104戸(うち非住家89戸) 土木被害 道路 10箇所 農林被害 冠水 58ha) 東北地方太平洋沖地震〔H23.3.11〕(震度5強) (り災世帯 42世帯 人的被害 負傷者 1人 建物被害 一部破損 43戸(うち非住家1戸)) |
| 風水害 土砂災害 | 昭和56年台風15号〔S56.8.23〕(降雨量221mm 五葉山) (人的被害 負傷者 1人 建物被害 全壊 1戸、半壊 15戸、一部破損 29戸 床上浸水 60戸 床下浸水 38戸(うち非住家10戸) 農林被害 20ha 土木被害 道路 289箇所、橋梁 5箇所、河川 113箇所 その他 86箇所) |
| 雪害 | 南海低気圧による大雪(台湾坊主)〔S47.1.15~16〕 (農林被害 立木折倒 1,975ha) |

第3節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- ・ 国の基本計画に掲げられている45の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、本町では「第2章 第2節 事前に備えるべき目標」で設定した8つの目標ごとに24の「起きてはならない最悪の事態」を次の通り設定します。

表6－起きてはならない最悪の事態

| 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 |
|--|---|
| (1) 直接死を最大限防ぐ | 1-1 建物等の複合的・大規模倒壊や住宅地における火災による死傷数の発生 |
| | 1-2 異常気象等による突発的または広域かつ長期的な住宅地等の浸水による死傷者の発生 |
| | 1-3 大規模な土砂災害等による死傷者の発生 |
| | 1-4 暴風雨雪や豪雪等に伴う死傷者の発生 |
| | 1-5 情報伝達の不備、麻痺、長期停止等や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生 |
| (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康や避難生活環境を確実に確保する | 2-1 被災地での食料や飲料水など、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| | 2-2 多数かつ長期に渡る孤立集落等の同時発生 |
| | 2-3 消防・医療・福祉施設や関係者の被災による絶対的不足や、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺 |
| | 2-4 被災地における感染症等の大規模発生 |
| (3) 必要不可欠な行政機能を維持する | 3-1 行政機関の職員や施設等の被災による行政機能の大幅な低下 |
| (4) 必要不可欠な情報通信機能や情報サービスを維持する | 4-1 災害対応に必要な通信インフラの機能停止 |
| | 4-2 テレビやラジオの放送が中断し災害情報が伝達できない事態 |
| | 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、避難行動や救助、支援が遅れる事態 |
| (5) 地域経済活動を機能不全に陥らせない | 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞 |
| | 5-2 食料等の安定供給の停滞 |
| (6) 必要不可欠なライフラインや交通ネットワーク等の被害を最小限に留め、早期に復旧させる | 6-1 電気、石油、ガス等のエネルギー供給機能の長期停止 |
| | 6-2 上下水道の長時間に渡る給水停止及び機能停止 |
| | 6-3 町外との基幹交通や地域交通ネットワークの分断・機能停止 |
| (7) 制御不能な複合災害や二次災害を発生させない | 7-1 砂防堰堤や天然ダム等の損壊や機能不全による複合災害や二次災害の発生 |
| | 7-2 農地や森林等の荒廃による被害の拡大 |

| | |
|-----------------------|---------------------------------------|
| | 7-3 観光、地域農産物に対する風評被害等による地域社会への甚大な被害 |
| (8) 地域社会や地域経済を迅速に再建する | 8-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧や復興が大幅に遅れる事態 |
| | 8-2 復旧や復興を担う人材の絶対的不足により復旧や復興が大幅に遅れる事態 |
| | 8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧や復興が大幅に遅れる事態 |

第4章 脆弱性評価

第1節 脆弱性の考え方

- ・ 「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価することは、国土強靱化を効果的で効率的に推進していく上で重要なプロセスです。
- ・ 本計画においては、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、住田町総合計画で取り組んでいる施策等について、進捗状況や課題を把握し、事態の回避という視点から分析・評価を実施しました。

第2節 全体事項の脆弱性評価の結果

- ・ 全体事項の脆弱性評価結果は次のとおりである。

(1) 全体事項

①ハード対策とソフト対策の適切な組合せ

大規模自然災害から町民及び来訪者の命を守り、被害を最小限に留めるためには、災害時にも機能する道路交通ネットワークの構築、社会基盤の整備及び建築物の耐震化等のハード対策と、自主防災組織の育成、防災教育の推進、防災訓練・防災意識の啓発等ソフト対策を組み合わせることが必要である。

また、社会情勢の変化に応じ、長期的な視点で「自助」、「共助」、「公助」がそれぞれの役割を果たせるよう、推進していくことが必要である。

②代替手段の確保

大規模自然災害に対応するためには、施設の耐震性向上だけでは万全ではない。特に、行政機能が被災すると、その後の災害対策等に大きな影響が生じることから、非常用電源、情報伝達システム及び住民情報バックアップシステムの整備等、代替機能の確保や伝達経路の複数化等により、代替性を確保・向上させることが必要である。

③官民連携と人材育成の推進

大規模自然災害からの迅速な復旧・復興を図るためには、行政内部の連携はもちろん、民間事業者や団体等と連携し、それぞれのネットワークを活かしながら、生命を守り、経済活動を維持しながら、まちの再建を進めることが必要である。また、このためにも、各分野を担う人材育成を進めることが必要である。

④伝統文化の保全・継承

本町には、里山や田園風景が織りなす自然と人々の生活によって形作られ、受け継がれてきた地域固有の伝統文化が数多く残されている。これらは、地域に対する「愛着」や「誇り」を生み出すものであり、大規模自然災害のリスクから伝統文化を守り、次代に引き継ぎながら各種施策を推進することが必要である。

第3節 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価

- ・ 起きてはならない最悪の事態ごとの評価結果の概要は次の通りです。

| | |
|------|---|
| 目標 1 | 直接死を最大限防ぐ |
| | <p>事態 1-1 建物等の複合的・大規模倒壊や住宅地における火災による死傷数の発生</p> <p>【公共施設の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 普通財産として管理している施設のうち、耐用年数を超過した老朽化施設については、解体を基本として検討を進める。土砂災害危険区域内に立地している公共施設がある。 ⇒ 不特定多数の利用が見込まれる公共施設が老朽化による危険箇所とならないよう「住田町公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」で、長寿命化を図りながら解体や建て替えの時期を明確にする必要がある。建て替えについては、防災マップの情報と照らし合わせて検討する必要がある。 <p>【学校施設等の計画的な施設更新整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町内小中学校4校は、校舎・屋内運動場とも施設や設備の老朽化が進んでいる。また、保育施設も施設や設備の老朽化が進んでいる。 ⇒ 公共施設の個別管理計画に基づき老朽化した施設の改修や更新を計画的に進め、適切な維持管理に努める。 <p>【社会教育施設等の計画的な施設更新整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区公民館等の社会教育施設の一部や社会体育館等の体育施設は、外壁や内装、屋根、設備関連等の老朽化が進んでいる。 ⇒ 老朽化した施設の改修や設備更新を計画的に進め、適切な維持管理に努める。 <p>【観光施設の計画的な施設更新整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理施設を含め町内観光施設は、耐震基準を満たしているが、外壁や内装、屋根、設備関連等の老朽化が進んでいる。また、観光客に対する災害情報の伝達体制が不足している。 ⇒ 老朽化した施設の改修や設備更新を計画的に進め、適切な維持管理に努めるとともに、避難所として指定されている施設はないが、避難所としての機能に準じた施設機能の確保・強化を図る必要がある。また、観光客に対する避難誘導情報が不足しているため、避難誘導サインの設置や災害情報の多言語化を図る必要がある。 <p>【木造住宅の耐震化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化した住宅が多く見られるが、耐震に対する意識の低さから、耐震診断・耐震改修の件数は、低い水準で横ばい状態である。 ⇒ 耐震化の必要性や、耐震診断・耐震化改修支援制度等のほか、安心できる住宅づくりに対する情報提供を行う必要がある。 <p>【空き家対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における人口及び世帯数の減少に伴い、空き家は増加傾向にあり、平成28年度の調査では41戸となっている。今後、高齢者世帯の移動（転居・転出）により、空き家件数はさらに増加するものと見込まれる。 ⇒ 空き家は所有者が管理する責任があることから、空き家の適切な管理・利活用を促進するとともに、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす危険空き家に対して |

| | |
|--|---|
| | <p>必要な措置を講じるほか、空き家バンクや空き家改修の推進等、総合的な空き家対策を進める必要がある。</p> <p>【施設における避難訓練の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不特定多数が来場する施設は指定管理者による運営や管理委託が多く、災害対応力を向上させる必要がある。 ⇒ 一般来場者を含めた避難訓練を実施する。 <p>【福祉施設等の防災・減災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町内の福祉施設等の中には、建設から年数が経過し、外壁や内装、屋根、設備関連等の老朽化が進んでいる施設や、防災・減災対策が十分ではない施設がある。 ⇒ 老朽化した施設の改修や設備更新を計画的に進めるよう各事業所に指導するとともに、改修や更新に対し必要に応じて支援を行い、防災・減災対策を強化する必要がある。 <p>【狭あい道路の解消等による交通機能の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急車両等が相互通行できない道路等が多く見られる。 ⇒ 狭あい道路の取り扱いについて検討し、解消に向けた取り組みを進める。 <p>【電柱等の倒壊防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中心市街地や住宅地の道路は、電柱の倒壊により交通が遮断される恐れがある。 ⇒ 事業者の協力を得ながら、既存電柱の倒壊防止対策を進める必要がある。 <p>【公園の計画的修繕】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設備等の老朽化が進んでいる公園も存在している。 ⇒ 公園利用者の安全確保に配慮しつつ、計画的に修繕等を進める。 <p>【公営住宅の老朽化対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化している町営住宅が多く、更新時期を迎えている。 ⇒ 需要を把握しながら、整備について検討を進める必要がある。 <p>【道路・橋梁の計画的な管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長寿命化計画等に基づいた維持補修・整備を進めているが、町道は総延長 169 km、橋梁数 89 に及び、維持補修工事や整備事業が追い付いていない。 ⇒ 災害時の救助や救援活動、物流が滞らないよう、幹線道路を中心に、優先度の高い事業箇所から計画的な補修・整備事業を進め、適切な維持管理を行う必要がある。 |
| | <p>事態 1-2 異常気象等による突発的または広域かつ長期的な住宅地等の浸水による死傷者の発生</p> |
| | <p>【農地の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業従事者の減少等により農地の荒廃、耕作放棄地等が増加しており、農地の持つ水源涵養機能が低下している。 ⇒ 農業振興地域整備計画の適切な運用を図りながら、農地の保全を図るとともに遊休農地(耕作放棄地)の解消を進める必要がある。 <p>【堆積土砂浚渫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 河川や砂防堰堤に土砂等が堆積し、機能の低下が認められる。 |

| |
|--|
| <p>⇒ 機能改善のため、町管理河川の堆積土砂の浚渫を計画的に進め、その他の河川や砂防堰堤については県に要望する必要がある。</p> <p>【県管理河川改修の促進】</p> <p>○ 県管理河川の堤防の整備等の改修が進められているが、事業完了に時間を要する。</p> <p>⇒ 早期の事業完了を県に働きかけ、被害の低減を図る必要がある。</p> <p>【防災マップの活用】</p> <p>○ 町内の土砂災害警戒区域、浸水想定区域等を示した防災マップを作成し、各世帯に配布済みである。</p> <p>⇒ 令和3年度中に防災マップを更新し、再度全戸配布する予定としている。防災マップを活用し、適切な土地利用の誘導を行うとともに、地域の危険箇所を事前に周知し、地域における避難訓練等を通じて災害に備える必要がある。</p> |
| <p>事態 1-3 大規模な土砂災害等による死傷者の発生</p> |
| <p>【公共施設の管理：1-1 再掲】</p> <p>○ 普通財産として管理している施設のうち、耐用年数を超過した老朽化施設については、解体を基本として検討を進める。土砂災害危険区域内に立地している公共施設がある。</p> <p>⇒ 不特定多数の利用が見込まれる公共施設が老朽化による危険箇所とならないよう「住田町公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」で、長寿命化を図りながら解体や建て替えの時期を明確にする必要がある。建て替えについては、防災マップの情報と照らし合わせて検討する必要がある。</p> <p>【森林の公益的機能の維持・増進】</p> <p>○ 土砂崩れにより人家や林道等に土砂等が流入し、家屋倒壊や林道通行止め等の被害が発生している。また、山火事により森林が消失している。</p> <p>⇒ 災害防止機能を持つ森林保全のため、造林や間伐などの必要な森林施業を進めるとともに、土砂崩れ等の危険箇所については、治山事業による災害防止措置を講じる必要がある。</p> <p>また、関係機関と連携を図り、日頃から林野火災予防思想の普及啓発を図るとともに、消火資機材の整備や消防訓練等により消火体制を強化する必要がある。</p> <p>【土砂災害対策の推進】</p> <p>○ 土砂災害危険箇所の指定は完了しており、緊急度の高い箇所、事業の採択基準に合う箇所から順次対策工事が進められている。また、一定面積以上の開発計画について都市計画法に基づいた開発許可制度により、開発区域及びその周辺地域における災害の防止に努めている。</p> <p>⇒ 国や県と連携し、地すべり防止対策、土石流対策、山地災害予防、急傾斜地崩壊対策を促進するとともに、整備した防災インフラの適正管理を行う必要がある。また、土地の利用に関して、各種条例、規則等の運用により、適切な利用を進めるほか、国土利用計画等に基づいた計画的な土地の利用を進める必要がある。</p> <p>【防災マップの活用：1-2 再掲】</p> |

| |
|--|
| <p>○ 町内の土砂災害警戒区域、浸水想定区域等を示した防災マップを作成し、各世帯に配布済みである。</p> <p>⇒ 令和3年度中に防災マップを更新し、再度全戸配布する予定としている。防災マップを活用し、適切な土地利用の誘導を行うとともに、地域の危険箇所を事前に周知し、地域における避難訓練等を通じて災害に備える必要がある。</p> |
| <p>事態 1-4 暴風雨雪や豪雪等に伴う死傷者の発生</p> |
| <p>【関係機関との連携強化】</p> <p>○ 道路管理者や電力会社等と、災害時の連携協定を締結する等、被害低減に向けた取り組みを進めている。</p> <p>⇒ 今後も関係機関との連携強化を図るとともに、地域住民や自治会等との協力体制も整備する必要がある。</p> <p>【連絡体制の強化】</p> <p>○ 固定電話以外の通信手段がない、または1種類の通信手段のみである地域は、交通や情報の遮断により孤立するおそれがある。災害時における応援協定を関係団体と締結している。</p> <p>⇒ 孤立のおそれがある地域との連絡・通信手段を確保し、連絡体制を強化するとともに、事前に世帯状況を把握した避難訓練の実施のほか関係団体等と連絡体制を強化する必要がある。</p> <p>【除雪体制の強化】</p> <p>○ 除雪機械を有する民間事業者等と、降雪時の除雪委託を締結し、速やかな除雪体制を整えているが、町所有除雪機械の老朽化が進んでいる。</p> <p>⇒ 降雪の状況によっては、除雪作業が遅れ、町民生活に影響を及ぼす可能性があることから、民間事業者等との連携を強化することや、住民との協力体制の構築、老朽化した除雪機械の計画的な更新等、体制の強化が必要である。</p> |
| <p>事態 1-5 情報伝達の不備、麻痺、長期停止等や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生</p> |
| <p>【避難困難者への対応強化】</p> <p>○ 住田町避難支援制度登録カードに基づく避難支援個別プランにより、災害時の支援体制が整えられている。</p> <p>⇒ 避難支援個別プランにより支援体制を整えているものの、災害発生時には、高齢者、障がい者、難病患者、外国人等避難困難者への対応を図ることが必要となる。</p> <p>【地域支援体制の強化】</p> <p>○ 避難行動要支援者（高齢者や心身に障がいを持つ人等何らかの特別な配慮が必要となる人）の避難行動は、避難支援個別プランにより支援し、安全確保するとともに、発災後も安心して避難生活を送ることができるように、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結し、社会福祉施設等を福祉避難所として開設し避難できる体制を整えている。</p> <p>⇒ 発災時に、関係者が連携してスムーズな避難行動支援を行い、受入体制や避難行動要支援者と施設のマッチング作業等の一連の流れを円滑に行う必要がある。また、福祉施設の被災等も想定した体制強化が必要である。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>【住田町災害時要援護者避難支援計画の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住田町災害時要援護者避難支援計画に基づき、住田町避難支援制度登録カード、避難支援個別プランを策定し随時更新しているが、登録制度であるため支援が必要な人でも未登録の要支援者も存在している。 ⇒ 名簿の定期的な更新を行うとともに、制度の周知・啓発に努める必要がある。また、避難行動要支援者の避難誘導支援体制を定めた住田町災害時要援護者避難支援計画に基づき、具体的な支援方法を定めた避難支援個別プランの実施体制について、支援関係者と連携し強化する必要がある。 <p>【情報伝達手段の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町からの情報伝達手段として、同報系防災行政無線、防災告知放送、緊急速報メール、町 Facebook 等がある。また、住田テレビでも情報提供を行っている。防災行政無線については、令和3年度に親局設備の更新を計画している。 ⇒ 多様な情報伝達手段を確保するとともに、防災行政無線等により各世帯に確実に情報を伝える体制を整備する必要がある。 <p>【通信事業者との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生後の情報通信基盤の障害状況を速やかに把握できるよう、通信事業者との連絡体制を整備している。 ⇒ 障害が発生した場合に迅速に復旧する体制を整備する必要がある。 <p>【避難訓練の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町が行う防災訓練のほか、各地域においても避難訓練を実施する等、日頃から災害に備えている。 ⇒ 災害発生時は、住民が自主的に行動することが重要であることから、今後も防災意識を高めるために防災知識の普及啓発及び防災訓練等に取り組む必要がある。 <p>【防災教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各小中学校で避難訓練等を実施しているほか、自主防災組織の活動を支援し、児童・生徒、地域の防災意識の向上に努めている。 ⇒ これまで以上に学校・家庭・地域等が連携した防災教育を進める必要がある。 <p>【防災士や地域のリーダーの養成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災を契機とし、住民による「自助」の力を高めるため、自主防災組織から防災士を養成するよう取り組んでいる。 ⇒ 防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、研修会、講習会等の開催等を通じて、自主防災活動の地域リーダーの育成に努める必要がある。 |
| <p>目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康や避難生活環境を確実に確保する</p> | |
| | <p>事態 2-1 被災地での食料や飲料水など、生命に関わる物資供給の長期停止</p> <p>【避難所の備蓄・設備強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常用の食料や衛生用品、発電設備等が整備されている指定避難所等が少ない。 ⇒ 一定の区域内で拠点となる避難所等に、備蓄食料や生活用品、小型発電機等を計画的に備蓄することが必要である。 |

【災害時応援協定等の締結】

- 災害に係る協定については、随時進めているが、災害の多様化に伴い、協定の結ばれていない分野もある。
- ⇒ 関係機関や他自治体との協定やホットライン構築を進め、対応力の向上を図る必要がある。

【物資調達協定等の締結】

- 非常時の物資供給を確保するため、民間事業者と災害時の食料・物資提供に関する協定を締結している。
- ⇒ 事業者との協議を行う等、より一層連携を深めていく必要がある。

【避難所の維持管理】

- 避難所に指定している公共施設については、緊急時に支障の無いよう、適切な維持管理に努めている。
- ⇒ 避難所は、「住田町公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」においても計画的な維持修繕の対応が必要である。

【簡易水道施設の適切な管理】

- 老朽化して耐震性の低い配水管等の耐震化を計画的に進めている。また、緊急時に備え給水タンクや非常用給水袋を備蓄している。
- ⇒ 今後も適切な維持管理を行うとともに、災害時には長期的な断水がないよう配慮して計画的に更新を進める必要がある。また、引き続き、給水タンクや非常用給水袋の備蓄を進める必要がある。

【幹線道路整備の促進】

- 町外との物流を担う幹線道路については、計画的な整備と適切な維持管理が行われている。
- ⇒ 今後も計画的な整備を進めるとともに、道路構造物、電柱等についても、災害時に物流を妨げないよう配慮して整備を進める必要がある。

【道路・橋梁の計画的な管理：1-1 再掲】

- 長寿命化計画等に基づいた維持補修・整備を進めているが、町道は総延長 169 km、橋梁数 89 に及び、維持補修工事や整備事業が追い付いていない。
- ⇒ 災害時の救助や救援活動、物流が滞らないよう、幹線道路を中心に、優先度の高い事業箇所から計画的な補修・整備事業を進め、適切な維持管理を行う必要がある。

【道路や橋梁の計画的整備及び改修】

- 老朽化した舗装や橋梁も多く、道路改良工事や橋梁改修が追い付いていない。また、孤立化するおそれのある地域は、アクセス道路が一本しかなく、急こう配や急カーブ等の危険箇所が多く、災害時、道路の損傷や土砂くずれ等のおそれがある。
- ⇒ 長寿命化計画等に基づき、優先度の高い事業箇所から効率的に道路整備・改良及び橋梁改修を行う必要がある。
また、アクセス道路の複数化等、孤立集落の発生を低減する道路ネットワークを整備する必要がある。

事態 2-2 多数かつ長期に渡る孤立集落等の同時発生

| | |
|--|---|
| | <p>【避難所の備蓄・設備強化：2-1 再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常用の食料や衛生用品、発電設備等が整備されている指定避難所等が少ない。 ⇒ 一定の区域内で拠点となる避難所等に、備蓄食料や生活用品、小型発電機等を計画的に備蓄することが必要である。 <p>【避難場所の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 孤立地域内に指定避難場所又は避難可能な場所がないことが想定される。 ⇒ 地域に安全な場所や家を予め定め、避難場所を確保する必要がある。 <p>【ヘリ発着所の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 山間部においては、小中学校の校庭等、ヘリコプターの発着ができる場所が少ない。 ⇒ 道路が寸断された際の、ヘリコプターによる救助に備え、発着場所の確保を進める必要がある。 <p>【連絡体制の強化：1-4 再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 固定電話以外の通信手段がない、または1種類の通信手段のみである地域は、交通や情報の遮断により孤立するおそれがある。災害時における応援協定を関係団体と締結している。 ⇒ 孤立のおそれがある地域との連絡・通信手段を確保し、連絡体制を強化するとともに、事前に世帯状況を把握した避難訓練の実施のほか関係団体等と連絡体制を強化する必要がある。 <p>【道路・橋梁の計画的な管理：1-1 再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長寿命化計画等に基づいた維持補修・整備を進めているが、町道は総延長 169 km、橋梁数 89 に及び、維持補修工事や整備事業が追い付いていない。 ⇒ 災害時の救助や救援活動、物流が滞らないよう、幹線道路を中心に、優先度の高い事業箇所から計画的な補修・整備事業を進め、適切な維持管理を行う必要がある。 <p>【道路や橋梁の計画的整備及び改修：2-1 再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化した舗装や橋梁も多く、道路改良工事や橋梁改修が追い付いていない。また、孤立化するおそれのある地域は、アクセス道路が一本しかなく、急こう配や急カーブ等の危険箇所が多く、災害時、道路の損傷や土砂崩れ等のおそれがある。 ⇒ 長寿命化計画等に基づき、優先度の高い事業箇所から効率的に道路整備・改良及び橋梁改修を行う必要がある。 また、アクセス道路の複数化等、孤立集落の発生を低減する道路ネットワークを整備する必要がある。 |
| | <p>事態 2-3 消防・医療・福祉施設や関係者の被災による絶対的不足や、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺</p> |
| | <p>【広域医療体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域医療の確保のため、気仙医療圏での医療機関相互の機能分担と連携を行っている。 ⇒ 引き続き、より一層の連携強化により救急医療体制の充実を図る必要がある。 |

【保健・医療・福祉の連携強化】

- 関係機関とは協力・連携関係の構築を進めている。
- ⇒ 災害時には、避難行動要支援者に加え、要介護者や来訪者への対応が必要となり、マンパワーの不足等が想定され、連携体制を「災害」という視点から、再度見直すとともに、医療・保健・福祉の関係機関が平時から情報共有を図る必要がある。

【都市機能寸断時のバックアップ体制構築】

- 非常用発電設備等、電気については整備が進んでいる施設もあるが、水道・通信が寸断された場合の対応については脆弱な部分がある。
- ⇒ 電気・水道・通信等の都市機能が寸断したケースを想定し、医療体制を構築する必要がある。

【生涯を通じた健康づくりの推進】

- メタボリックシンドローム該当者割合は県平均と比較し、高い状況となっていることから、特定保健指導の該当者に対して意識啓発に努めている。また、各種がん検診や節目総合健診を実施し、がんの早期発見（早期治療）に努めている。
- ⇒ 生涯を通じた健康づくりの推進に向け、対象となる町民の各種検診受診率の向上を図り、健康情報の把握に努め、適切な保健指導体制のもと、町民一人ひとりが日頃から健康増進に努めていく必要がある。

【こころの健康づくりの推進】

- 被災体験や避難生活等によるストレスや、被災による生活再建への不安などにより、心身の不調をきたしやすい。
- ⇒ 心身の不調を感じる人たちの気持ちを傾聴できる人材を養成するとともに、心のケアに対応できる相談体制を充実する必要がある。

【男女共同参画に配慮した支援】

- 被災時に置かれた状況は千差万別であり、避難生活ではさまざまな問題が生じるケースがある。
- ⇒ 日頃から、性別や立場の違いを認識しお互いを尊重する意識啓発に取り組む必要がある。

【医療体制の強化】

- 県内自治体との災害時応援協定を締結する等、医療体制確保に努めている。
- ⇒ 災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、連携体制を構築し医療体制の充実を図る必要がある。

【消防・救急体制の強化】

- 消防業務は広域組合で行っており、日頃から町消防団との連携を強化する取り組みを進めている。また、消防車両や屯所等の消防設備・施設は老朽化し、更新時期を迎えているものも多い。
- ⇒ 引き続き消防団との連携強化を進めるとともに、医療機関を含めた消防・救急・救助の体制整備を進める必要がある。消防設備・施設の計画的な更新が必要である。

【地域防災力の強化】

| | |
|--|---|
| | <p>○ 少子高齢化や就業形態の多様化等の要因により、消防団員の確保が困難であることや、団員の高齢化が進んでいる。地域コミュニティにおける自主防災組織の重要性が見直され、地域における防災活動の強化がますます重要となっている。</p> <p>⇒ 消防団員の活動内容周知により団員確保に努めるとともに、自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む必要がある。</p> <p>【応急手当講習会等の開催】</p> <p>○ 防災士については普通救急救命講習を受講済みであるが、地域住民の受講は限定的である。</p> <p>⇒ 災害発生の初期は、地域住民が相互に応急手当を行うケースが想定されることから、講習会等の開催により、普及・啓発に取り組む必要がある。</p> <p>【交通ネットワークの形成】</p> <p>○ 民間路線バスの交通機関のほか、町営のコミュニティバスを運行しているが、点在する集落までの移動手段は自家用車がほとんどとなっている。</p> <p>⇒ 被災後の支援ルートの確保とともに、町民の移動手段・物資を輸送する交通ネットワークを、住民をはじめ関係機関と連携しながら整備する必要がある。</p> <p>【道路・橋梁の計画的な管理：1-1 再掲】</p> <p>○ 長寿命化計画等に基づいた維持補修・整備を進めているが、町道は総延長 169 km、橋梁数 89 に及び、維持補修工事や整備事業が追い付いていない。</p> <p>⇒ 災害時の救助や救援活動、物流が滞らないよう、幹線道路を中心に、優先度の高い事業箇所から計画的な補修・整備事業を進め、適切な維持管理を行う必要がある。</p> <p>【道路や橋梁の計画的整備及び改修：2-1 再掲】</p> <p>○ 老朽化した舗装や橋梁も多く、道路改良工事や橋梁改修が追い付いていない。また、孤立化するおそれのある地域は、アクセス道路が一本しかなく、急こう配や急カーブ等の危険箇所が多く、災害時、道路の損傷や土砂崩れ等のおそれがある。</p> <p>⇒ 長寿命化計画等に基づき、優先度の高い事業箇所から効率的に道路整備・改良及び橋梁改修を行う必要がある。</p> <p>また、アクセス道路の複数化等、孤立集落の発生を低減する道路ネットワークを整備する必要がある。</p> |
| | <p>事態 2-4 被災地における感染症等の大規模発生</p> <p>【保健師等による健康・管理の強化】</p> <p>○ 生活環境の変化により、体調を崩す住民や持病の悪化に不安を抱く住民が見られる。</p> <p>⇒ 医師と保健師が連携し、避難住民に対する相談・指導により感染症等の発生を抑制するとともに、不安感の低減を図る必要がある。</p> <p>【感染症予防の強化】</p> <p>○ 日常生活の感染対策について個々の意識は高くなっているが、非常時の感染症対策についての啓発が不足している。</p> |

| | |
|-----------------------------------|---|
| | <p>⇒ 被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関と連携し、必要な措置を講じる。また、感染症対策など、健康管理に関し町民に適切な情報提供を行う。</p> <p>【廃棄物の処理体制の整備】</p> <p>○ 災害によって一時的に発生する大量の廃棄物、災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物の迅速な処理のため、岩手県産業資源循環協会と「災害時における廃棄物の処理に関する協定」、県内市町村等と「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」を締結し、災害廃棄物処理や人材・車両等の融通について県内他市町村等との連携体制を構築している。</p> <p>⇒ 大量に発生することが予想される災害廃棄物の具体的な対応及び迅速な処理を行うため、「災害廃棄物処理計画」の策定を進めるとともに、大船渡地区環境衛生組合及び岩手沿岸南部広域環境組合や民間事業者とも連携して処理体制を構築する必要がある。</p> <p>【簡易水道施設の適切な管理：2-1 再掲】</p> <p>○ 老朽化して耐震性の低い配水管等の耐震化を計画的に進めている。また、緊急時に備え給水タンクや非常用給水袋を備蓄している。</p> <p>⇒ 今後も適切な維持管理を行うとともに、災害時には長期的な断水がないよう配慮して計画的に更新を進める必要がある。また、引き続き、給水タンクや非常用給水袋の備蓄を進める必要がある。</p> <p>【下水道施設の適切な管理】</p> <p>○ 汚水処理施設の老朽化が進み、維持管理費の増加がみられる。</p> <p>⇒ 施設の更新や修繕・耐震化について計画的な実施が必要である。</p> |
| <p>目標3 必要不可欠な行政機能を維持する</p> | |
| | <p>事態3-1 行政機関の職員や施設等の被災による行政機能の大幅な低下</p> <p>【庁舎の機能強化】</p> <p>○ 災害時に防災拠点となる、庁舎、消防分署、上有住地区公民館等については耐震基準を満たしている。</p> <p>⇒ 庁舎等の適切な維持管理に努めるとともに、非常用発電設備の整備、情報収集・発信手段の多様化など、災害拠点としての機能強化を図る必要がある。</p> <p>【業務継続計画の定期更新と継続訓練の実施】</p> <p>○ 重要業務の継続及び災害対応業務に係る業務継続計画は策定済みとなっている。</p> <p>⇒ 災害時に重要業務を継続するとともに新たに発生する災害対応業務について定期的に更新するとともに、業務継続計画に基づいた訓練を実施する必要がある。</p> <p>【住民データの保全】</p> <p>○ 住民情報などを含めた行政情報データ等は、自治体クラウド上に保存し、適切にバックアップを確保している。</p> <p>⇒ 庁舎内の機器や通信インフラに被害が発生した場合の復旧等について、迅速な対応をしていくために、復旧等の対処方法を整備しておく必要がある。</p> <p>【協働による地域づくりの推進】</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>○ 人口減少等による行政資源の減少により、これまでの公共サービスを行政のみで担うことが困難となっている。</p> <p>⇒ 本町の住民自治は基本的に自治公民館単位となっているが、状況に応じて地区公民館単位で住民が組織する地域協働組織が取り組んだ方が効果的なこともある。人口減少から担い手の負担が軽減されるよう町民一人ひとりがまちづくりに参画し、効果的で持続可能な地域づくりを進める必要がある。</p> |
| <p>目標4 必要不可欠な情報通信機能や情報サービスを維持する</p> | |
| <p>事態 4-1 災害対応に必要な通信インフラの機能停止</p> | |
| <p>【災害時応援協定等の締結：2-1 再掲】</p> <p>○ 災害に係る協定については、随時進めているが、災害の多様化に伴い、協定の結ばれていない分野もある。</p> <p>⇒ 関係機関との協定やホットライン構築を進め、対応力の向上を図る必要がある。</p> <p>【連絡体制の強化：1-4 再掲】</p> <p>○ 固定電話以外の通信手段がない、または1種類の通信手段のみである地域は、交通や情報の遮断により孤立するおそれがある。災害時における応援協定を関係団体と締結している。</p> <p>⇒ 孤立のおそれがある地域との連絡・通信手段を確保し、連絡体制を強化するとともに、事前に世帯状況を把握した避難訓練の実施のほか関係団体等と連絡体制を強化する必要がある。</p> | |
| <p>事態 4-2 テレビやラジオの放送が中断し災害情報が伝達できない事態</p> | |
| <p>【防災行政無線の整備】</p> <p>○ 各家庭等に防災告知端末を設置し、屋外拡声子局を44箇所整備している。</p> <p>⇒ 設備の老朽化に伴う更新が必要である。</p> <p>【車両による伝達手段の確保】</p> <p>○ 広報活動が可能な車両を3台確保している。</p> <p>⇒ 引き続き広報可能な車両を複数台維持管理していく必要がある。</p> | |
| <p>事態 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、避難行動や救助、支援が遅れる事態</p> | |
| <p>【情報伝達手段の整備：1-5 再掲】</p> <p>○ 町からの情報伝達手段として、同報系防災行政無線、防災告知放送、緊急速報メール、町 Facebook 等がある。また、住田テレビでも情報提供を行っている。防災行政無線については、令和3年度に親局設備の更新を計画している。</p> <p>⇒ 多様な情報伝達手段を確保するとともに、防災行政無線等により各世帯に確実に情報を伝える体制を整備する必要がある。</p> <p>【通信事業者との連携：1-5 再掲】</p> <p>○ 災害発生後の情報通信基盤の障害状況を速やかに把握できるよう、通信事業者との連絡体制を整備している。</p> <p>⇒ 障害が発生した場合に迅速に復旧する体制を整備する必要がある。</p> | |
| <p>目標5 地域経済活動を機能不全に陥らせない</p> | |
| <p>事態 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞</p> | |

| |
|---|
| <p>【道路・橋梁の計画的な管理：1-1 再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長寿命化計画等に基づいた維持補修・整備を進めているが、町道は総延長 169 km、橋梁数 89 に及び、維持補修工事や整備事業が追い付いていない。 ⇒ 災害時の救助や救援活動、物流が滞らないよう、幹線道路を中心に、優先度の高い事業箇所から計画的な補修・整備事業を進め、適切な維持管理を行う必要がある。 <p>【企業の業務継続計画の策定支援・普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生後、罹災した企業が早期に事業を再開できるよう、防災・減災対策を促進するため業務継続計画の策定が進められている。 ⇒ 商工団体等と連携して、業務継続計画の策定支援や普及啓発を行う。また、経営の継続性の確保と人材育成を通じた産業の体質強化を推進する必要がある。 <p>【省エネルギー・再生可能エネルギー利用推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境学習の実施による環境意識の向上や木質燃料燃焼機器設置に対する補助、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入が進められている。 また、切捨間伐等により発生した林地残材をエネルギー資源として利活用するシステムの構築に向けた取り組みが行われている。 ⇒ エネルギーコストの削減や環境負荷の低減、災害時に備えた再生可能エネルギーによる各種設備の普及を図る必要がある。 また、林地残材を収集・搬出し、エネルギー資源として利用するシステムを構築し、本格運用を図る必要がある。 |
| <p>事態 5-2 食料等の安定供給の停滞</p> |
| <p>【道路・橋梁の計画的な管理：1-1 再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長寿命化計画等に基づいた維持補修・整備を進めているが、町道は総延長 169 km、橋梁数 89 に及び、維持補修工事や整備事業が追い付いていない。 ⇒ 災害時の救助や救援活動、物流が滞らないよう、幹線道路を中心に、優先度の高い事業箇所から計画的な補修・整備事業を進め、適切な維持管理を行う必要がある。 <p>【道路や橋梁の計画的整備及び改修：2-1 再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化した舗装や橋梁も多く、道路改良工事や橋梁改修が追い付いていない。 また、孤立化するおそれのある地域は、アクセス道路が一本しかなく、急こう配や急カーブ等の危険箇所が多く、災害時、道路の損傷や土砂崩れ等のおそれがある。 ⇒ 長寿命化計画等に基づき、優先度の高い事業箇所から効率的に道路整備・改良及び橋梁改修を行う必要がある。 また、アクセス道路の複数化等、孤立集落の発生を低減する道路ネットワークを整備する必要がある。 <p>【農業用施設の早期復旧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により農業用施設に被害が生じた場合には、その都度、復旧整備を実施しているが、維持補修工事や改修工事が追い付いていない。 |

| | |
|---|---|
| | <p>⇒ 農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、日本型直接支払制度を活用した農地や農業水利施設等の保全管理を推進し、老朽化した農業用施設の維持・改修により、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>【農地の保全：1-2 再掲】</p> <p>○ 農業従事者の減少等により農地の荒廃、耕作放棄地等が増加しており、農地の持つ水源涵養機能が低下している。</p> <p>⇒ 農業振興地域整備計画の適切な運用を図りながら、農地の保全を図るとともに遊休農地(耕作放棄地)の解消を進める必要がある。</p> <p>【農畜産物の安定生産】</p> <p>○ 水稻を基幹として、畜産や園芸作物等による複合経営のほか、大豆や飼料用作物などの土地利用型作物の生産が行われている。</p> <p>⇒ 農業従事者が減少しているため、労働力の省力化を図る施設・設備の導入支援や生産技術の向上を図り、生産の維持・拡大を推進する必要がある。</p> |
| <p>目標6 必要不可欠なライフラインや交通ネットワーク等の被害を最小限に留め、早期に復旧させる</p> | |
| <p>事態 6-1 電気、石油、ガス等のエネルギー供給機能の長期停止</p> | |
| <p>【関係機関との連携強化：1-4 再掲】</p> <p>○ 道路管理者や電力会社等と、災害時の連携協定を締結する等、被害低減に向けた取り組みを進めている。</p> <p>⇒ 今後も関係機関との連携強化を図るとともに、地域住民や町内会等との協力体制も整備する必要がある。</p> <p>【省エネルギー・再生可能エネルギー利用推進：5-1 再掲】</p> <p>○ 環境学習の実施による環境意識の向上や木質燃料燃焼機器設置に対する補助、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入が進められている。</p> <p>また、切捨間伐等により発生した林地残材をエネルギー資源として利活用するシステムの構築に向けた取り組みが行われている。</p> <p>⇒ エネルギーコストの削減や環境負荷の低減、災害時に備えた再生可能エネルギーによる各種設備の普及を図る必要がある。</p> <p>また、林地残材を収集・搬出し、エネルギー資源として利用するシステムを構築し、本格運用を図る必要がある。</p> | |
| <p>事態 6-2 上下水道の長時間に渡る給水停止及び機能停止</p> | |
| <p>【簡易水道施設の適切な管理：2-1 再掲】</p> <p>○ 老朽化して耐震性の低い、配水管等の耐震化を計画的に進めている。また、緊急時に備え給水タンクや非常用給水袋を備蓄している。</p> <p>⇒ 今後も適切な維持管理を行うとともに、災害時には長期的な断水がないよう配慮して計画的に更新を進める必要がある。また、引き続き、給水タンクや非常用給水袋の備蓄を進める必要がある。</p> <p>【下水道施設の適切な管理：2-4 再掲】</p> <p>○ 汚水処理施設の老朽化が進み、維持管理費の増加がみられる。</p> <p>⇒ 施設の更新や修繕・耐震化について計画的な実施が必要である。</p> | |
| <p>事態 6-3 町外との基幹交通や地域交通ネットワークの分断・機能停止</p> | |

| | |
|--|--|
| | <p>【交通ネットワークの形成：2-3 再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間路線バスの交通機関のほか、町営のコミュニティバスを運行しているが、点在する集落までの移動手段は自家用車に限られている。 ⇒ 被災後の支援ルート確保とともに、町民の移動手段・物資を輸送する交通ネットワークを、住民をはじめ関係機関と連携しながら整備する必要がある。 <p>【道路・橋梁の計画的な管理：1-1 再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長寿命化計画等に基づいた維持補修・整備を進めているが、町道は総延長 169 km、橋梁数 89 に及び、維持補修工事や整備事業が追い付いていない。 ⇒ 災害時の救助や救援活動、物流が滞らないよう、幹線道路を中心に、優先度の高い事業箇所から計画的な補修・整備事業を進め、適切な維持管理を行う必要がある。 <p>【道路や橋梁の計画的整備及び改修：2-1 再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化した舗装や橋梁も多く、道路改良工事や橋梁改修が追い付いていない。また、孤立化するおそれのある地域は、アクセス道路が一本しかなく、急こう配や急カーブ等の危険箇所が多く、災害時、道路の損傷や土砂崩れ等のおそれがある。 ⇒ 長寿命化計画等に基づき、優先度の高い事業箇所から効率的に道路整備・改良及び橋梁改修を行う必要がある。 また、アクセス道路の複数化等、孤立集落の発生を低減する道路ネットワークを整備する必要がある。 |
| <p>目標 7 制御不能な複合災害や二次災害を発生させない</p> | |
| <p>事態 7-1 砂防堰堤や天然ダム等の損壊や機能不全による複合災害や二次災害の発生</p> | |
| | <p>【森林の公益的機能の維持・増進：1-3 再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂崩れにより人家や林道等に土砂等が流入し、家屋倒壊や林道通行止め等の被害が発生している。また、山火事により森林が消失している。 ⇒ 災害防止機能を持つ森林保全のため、造林や間伐などの必要な森林施業を進めるとともに、土砂崩れ等の危険箇所については、治山事業による災害防止措置を講じる必要がある。 また、関係機関と連携を図り、日頃から林野火災予防思想の普及啓発を図るとともに、消火資機材の整備や消防訓練等により消火体制を強化する必要がある。 <p>【土砂災害対策の推進：1-3 再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害危険箇所の指定は完了しており、緊急度の高い箇所、事業の採択基準に合う箇所から順次対策工事が進められている。また、一定面積以上の開発計画について都市計画法に基づいた開発許可制度により、開発区域及びその周辺地域における災害の防止に努めている。 ⇒ 国や県と連携し、地すべり防止対策、土石流対策、山地災害予防、急傾斜地崩壊対策を促進するとともに、整備した防災インフラの適正管理を行う必要がある。また、土地の利用に関して、各種条例、規則等の運用により、適切な利用を進めるほか、国土利用計画等に基づいた計画的な土地の利用を進める必要がある。 |

| |
|---|
| <p>【防災マップの活用：1-2 再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町内の土砂災害警戒区域、浸水想定区域等を示した防災マップを作成し、各世帯に配布済みである。 ⇒ 令和3年度中に防災マップを更新し、再度全戸配布する予定としている。防災マップを活用し、適切な土地利用の誘導を行うとともに、地域の危険箇所を事前に周知し、地域における避難訓練等を通じて災害に備える必要がある。 |
| <p>事態 7-2 農地や森林等の荒廃による被害の拡大</p> |
| <p>【農地の保全：1-2 再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業従事者の減少等により農地の荒廃、耕作放棄地等が増加しており、農地の持つ水源涵養機能が低下している。 ⇒ 農業振興地域整備計画の適切な運用を図りながら、農地の保全を図るとともに遊休農地(耕作放棄地)の解消を進める必要がある。 <p>【森林の公益的機能の維持・増進：1-3 再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂崩れにより人家や林道等に土砂等が流入し、家屋倒壊や林道通行止め等の被害が発生している。また、山火事により森林が消失している。 ⇒ 災害防止機能を持つ森林保全のため、造林や間伐などの必要な森林施業を進めるとともに、土砂崩れ等の危険箇所については、治山事業による災害防止措置を講じる必要がある。 <p style="padding-left: 40px;">また、関係機関と連携を図り、日頃から林野火災予防思想の普及啓発を図るとともに、消火資機材の整備や消防訓練等により消火体制を強化する必要がある。</p> <p>【農業者の育成と経営安定化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢化や後継者不足等により、農作業委託や農地の貸出を希望する農家が増加しており、受け手である地域の中心的な経営体の経営面積が拡大している。 ⇒ 若手農業者の就農支援や就農希望者の受入れ体制を図る必要がある。また、農地の利用集積や集約など農地利用の効率化を図りながら、農業経営の安定化を図るため、集落営農の組織化や法人化の推進のほか、地域の中心経営体の育成を図る必要がある。 <p>【鳥獣被害対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 野生鳥獣による農林業等被害が拡大している。鳥獣被害対策に従事する狩猟者が高齢化等により減少している。 → 防除対策、環境整備対策、捕獲対策の3つの取り組みを複合的に進めていく必要がある。また、狩猟者の担い手確保対策を実施する必要がある。 <p>【土砂災害対策の推進：1-3 再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害危険箇所の指定は完了しており、緊急度の高い箇所、事業の採択基準に合う箇所から順次対策工事が進められている。また、一定面積以上の開発計画について都市計画法に基づいた開発許可制度により、開発区域及びその周辺地域における災害の防止に努めている。 ⇒ 国や県と連携し、地すべり防止対策、土石流対策、山地災害予防、急傾斜地崩壊対策を促進するとともに、整備した防災インフラの適正管理を行う必要がある。また、土地の利用に関して、各種条例、規則等の運用により、適切な利 |

| | |
|--|---|
| | <p>用を進めるほか、国土利用計画等に基づいた計画的な土地の利用を進める必要がある。</p> |
| | <p>事態 7-3 観光、地域農産物に対する風評被害等による地域社会への甚大な被害</p> <p>【農畜産物の販売】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者に対する魅力と情報の発信不足により、特産品や町内産農畜産物の効果的な販売体制が構築できていない状況となっている。 ⇒ 消費者、流通関係者へ情報を発信するとともに、インターネット販売のほか観光業など他産業と連携しながら販路拡充の必要がある。 <p>【農畜産物の6次産業化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農畜産物を加工販売する事業者が増えるなど6次産業化の多様な取り組みがされている。地元食材を加工する施設が少ないため、食品加工施設において町内産農畜産物を活用してもらうことや新たな食品加工施設の誘致及び施設整備を求める声がある。 ⇒ 6次産業化を目指す農業者や小規模事業所など、多様な経営体を育成・支援し、6次産業化を促進する必要がある。また、生産・加工・販売体制の連携体制を構築し、地域資源の活用を促進する必要がある。 <p>【各種情報の的確な発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 観光ホームページやパンフレット、動画などを作成し、多様なメディアを活用した情報発信を進めている。 ⇒ デジタルマーケティングの活用を進めるなど、効果的なプロモーション体制の構築を図り、多様なメディアを活用した正確な情報発信を強化し、災害発生後の風評被害を防ぐとともに、町内のWi-Fi環境の拡充を図り、的確な情報発信体制を整える必要がある。 |
| | <p>目標 8 地域社会や地域経済を迅速に再建する</p> |
| | <p>事態 8-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧や復興が大幅に遅れる事態</p> <p>【災害廃棄物処理計画の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物の円滑な処理を行うための、災害廃棄物処理計画が未策定である。 ⇒ 速やかに災害廃棄物を処理するための処理に係る初動、仮置き場の設置・管理・運営、収集運搬、処理のフロー等の具体的な処理体制を定める災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。 <p>【廃棄物の処理体制の整備：2-4 再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害によって一時的に発生する大量の廃棄物、災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物の迅速な処理のため、岩手県産業資源循環協会と「災害時における廃棄物の処理に関する協定」、県内市町村等と「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」を締結し、災害廃棄物処理や人材・車両等の融通について県内他市町村等との連携体制を構築している。 ⇒ 大量に発生することが予想される災害廃棄物の具体的な対応及び迅速な処理を行うため、「災害廃棄物処理計画」の策定を進めるとともに、大船渡地区環境衛生組合及び岩手沿岸南部広域環境組合や民間事業者とも連携して処理体制を構築する必要がある。 |

| |
|--|
| <p>事態 8-2 復旧や復興を担う人材の絶対的不足により復旧や復興が大幅に遅れる事態</p> |
| <p>【ボランティア・NPO活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアセンターが主体的に調整役やボランティア情報紙発行等の活動を行っている。 ⇒ 社会福祉協議会等との連携を強化しボランティア活動を充実するとともに、ボランティア団体やNPO法人の活動を支援する必要がある。 <p>【保育所の業務の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町内の保育所では、自然災害に関する業務継続計画が未策定の状況である。 ⇒ 業務継続計画を策定し、自然災害発生時業務体制を構築する必要がある。 <p>【道路・橋梁の計画的な管理：1-1 再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長寿命化計画等に基づいた維持補修・整備を進めているが、町道は総延長 169 km、橋梁数 89 に及び、維持補修工事や整備事業が追い付いていない。 ⇒ 災害時の救助や救援活動、物流が滞らないよう、幹線道路を中心に、優先度の高い事業箇所から計画的な補修・整備事業を進め、適切な維持管理を行う必要がある。 <p>【道路や橋梁の計画的整備及び改修：2-1 再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化した舗装や橋梁も多く、道路改良工事や橋梁改修が追い付いていない。また、孤立化するおそれのある地域は、アクセス道路が一本しかなく、急こう配や急カーブ等の危険箇所が多く、災害時、道路の損傷や土砂崩れ等のおそれがある。 ⇒ 長寿命化計画等に基づき、優先度の高い事業箇所から効率的に道路整備・改良及び橋梁改修を行う必要がある。 また、アクセス道路の複数化等、孤立集落の発生を低減する道路ネットワークを整備する必要がある。 |
| <p>事態 8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧や復興が大幅に遅れる事態</p> |
| <p>【生きる力を育む教育の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本町の児童生徒は、規範意識や地域の愛着度が高いが、急速に進む少子高齢化や人口減少、高度情報化の進展により、教育の現場にもICTの活用が求められる等社会情勢の変化は、子どもたちを取り巻く環境を大きく変えつつある。 ⇒ 「共生・協働」「自主・自立」を基本に、規範意識や地域への愛着を活かし、地域と関わっていくことができる児童生徒の育成に努めていく必要がある。 <p>【芸術文化の振興とスポーツの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害からの再建期間においては、被災者の心をケアすることが重要である。 ⇒ 心の豊かさをもたらし、人との交流機会となる、芸術・文化・スポーツの振興を進める必要がある。 <p>【コミュニティ活動の活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地域で子どもや若者が減り高齢化が進む中で、日常生活や地域活動など様々な分野に課題を抱えており、従来の行政区単位では、復旧・復興に携わる人材確保が難しい。 |

⇒ 住民が互いに助け合い、地域をより良くすることを目的として行われる小さな拠点などの地域コミュニティ組織の活動が多方面に発展できるよう特色ある地域づくりの取り組みを進めるとともに、地域住民が主体となって行う活動の拠点機能の公共施設への集約や地域課題の解決に向けた取り組みを支援する必要がある。

【協働による地域づくりの推進：3-1 再掲】

○ 人口減少等による行政資源の減少により、これまでの公共サービスを行政のみで担うことが困難となっている。

⇒ 本町の住民自治は基本的に自治公民館単位となっているが、状況に応じて地区公民館単位で住民が組織する地域協働組織が取り組んだ方が効果的なこともある。人口減少から担い手の負担が軽減されるよう町民一人ひとりがまちづくりに参画し、効果的で持続可能な地域づくりを進める必要がある。

【移住促進と関係人口拡大】

○ 高齢化や若者の町外への流出などにより人口が減少し、地域を支える担い手が不足している。地域外の多様な人材や団体等と新たにつながり、多様化する地域課題の解決や地域経済の活性化を図ることが求められている。

⇒ 町外からの転入者の増加に努める。地域づくりやまちづくりに多様な形で関わり、協力してくれる関係人口を創出・拡大し、地域の担い手となる新たな人材を創出・育成する必要がある。

第5章 脆弱性評価に基づく対応方針

第4章で示した脆弱性評価の結果を踏まえ、起きてはならない最悪の事態に対するための施策を本章第1節において設定した。また、本章第2節に、施策分野ごとの施策に分け整理し、本章第3節において、重点施策を設定した。

第1節 起きてはならない最悪の事態ごとの施策

本計画においては、ハード・ソフト対策の適切な組合せにより、一体的・効果的な取組を推進するため、国土強靱化基本計画及び岩手県国土強靱化地域計画における個別施策分野及び横断的分野を参考に、次のように5つの個別施策分野と5つの横断的分野を設定した。

(1) 個別施策分野

- ①行政機能・情報通信・防災教育
- ②住宅・都市
- ③保健医療・福祉
- ④産業
- ⑤国土保全・交通

(2) 横断的分野

- ①リスクコミュニケーション
- ②老朽化対策
- ③人口減少・少子高齢化対策
- ④人材育成
- ⑤官民連携

第4章で示した脆弱性評価の結果を踏まえた、起きてはならない最悪の事態ごとの施策は、次のとおりである。

なお、重点施策として詳細を本章第3節に記載するものには重の文字を表中に付した。併せて、複数の起きてはならない最悪の事態に対する施策となるため、再掲している施策については、初出の最悪の事態の番号を「再掲元」として記載した。

●起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの施策

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物等の複合的・大規模倒壊や住宅地における火災による死傷者の発生

| 分野 | 施策 | 手段 | 再掲元 | 重点 |
|-------------------------|---------------------|---|-----|----|
| 行政機能・情報通信・防災教育 老朽化対策 | 公共施設の管理 | ・「住田町公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」にて解体や建て替えの方針を明確化する。 ・建て替えについては防災マップの情報と照らし合わせて検討する。 | | 重 |
| | 学校施設等の計画的な施設更新整備 | ・計画的な改修・更新を進める。 | | 重 |
| | 社会教育施設等の計画的な施設更新整備 | ・計画的な改修・設備更新を進める。 | | |
| 産業 老朽化対策 | 観光施設の計画的な施設更新整備 | ・計画的な改修・設備更新を進める。 ・避難所に準じた機能確保・強化を行う。 ・避難誘導サインの設置や災害情報の多言語化を進める。 | | |
| 住宅・都市 老朽化対策 | 木造住宅の耐震化 | ・適切な情報提供に努め、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。 | | |
| 住宅・都市 人口減少・少子高齢化対策 | 空き家対策の推進 | ・特定空き家認定及び空き家バンクや空き家改修の推進等、総合的な空き家対策を進める。 | | 重 |
| 官民連携 | 施設における避難訓練の実施 | ・一般来場者を含めた避難訓練を継続的に実施する。 | | |
| 保健医療・福祉 老朽化対策 | 福祉施設等の防災・減災対策 | ・福祉施設の適切な防災・減災対策を指導する。 ・福祉施設の防災・減災対策に対し、必要な支援を行う。 | | |
| 住宅・都市 | 狭あい道路の解消等による都市機能の強化 | ・狭あい道路の解消に向けた取り組みを進める。 | | |

| | | | | |
|------------------|------------------|---|--|---|
| | 電柱等の倒壊防止 | ・既存電柱の倒壊防止対策を進める。 | | |
| 住宅・都市 老朽化対策 | 公園の計画的 修繕 | ・公園利用者の安全確保に配慮しつつ、計画的に修繕等を進める。 | | |
| | 公営住宅の老 朽化対策 | ・適切な維持管理を行う。 ・長寿命化計画に基づき計画的な建て替えを検討し、公営住宅等整備事業を推進する。 | | |
| 国土保全・交通 老朽化対策 | 道路・橋梁の 計画的な管理 | ・計画的な補修・整備を進める。 ・適切な維持管理を行う。 | | 重 |

1-2 突発的または広域かつ長期的な住宅地等の浸水による死傷者の発生

| 分野 | 施策 | 手段 | 再掲元 | 重点 |
|-----------------------------|----------------|--|-----|----|
| 産業 | 農地の保全 | ・農地保全を図るとともに遊休農地（耕作放棄地）の解消を進める。 | | |
| 国土保全・交通 | 堆積土砂浚渫 | ・河川の浚渫を実施する。 ・実施について管理者に要望する。 | | |
| | 県管理河川改 修の促進 | ・早期の事業完了を県に働きかける。 | | 重 |
| 国土保全・交通 リスクコミュ ニケーション | 防災マップの 活用 | ・適切な土地利用の誘導を行う。 ・防災マップを活用し、危険個所の周知や避難訓練を実施する。 | | 重 |

1-3 大規模な土砂災害等による死傷者の発生

| 分野 | 施策 | 手段 | 再掲元 | 重点 |
|-----------------------------|------------------------|---|-----|----|
| 行政機能・情報 発信・防災教育 老朽化対策 | 公共施設の管 理 | ・「住田町公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」にて解体や建て替えの方針を明確化する。 ・建て替えについては防災マップの情報と照らし合わせて検討する。 | 1-1 | 重 |
| 産業 | 森林の公益的 機能の維持・ 増進 | ・土砂崩れ等の危険個所については、治山事業による災害防止措置を講じる。 ・林野火災予防思想の普及啓発 | | |

| | | | | |
|-------------------------|-----------|---|-----|---|
| | | を図る。 ・消火資機材の整備や消防訓練等により消火体制を強化する。 | | |
| 国土保全・交通 | 土砂災害対策の推進 | ・国や県と連携し、地すべり防止対策や土石流対策等を促進する。 ・整備した防災インフラの適正な管理を行う。 ・各種条例や規則の適切な運用や、計画に基づく土地の利用を進める。 | | |
| 国土保全・交通 リスクコミュニケーション | 防災マップの活用 | ・適切な土地利用の誘導を行う。 ・防災マップを活用し、危険個所の把握や避難訓練を実施する。 | 1-2 | 重 |

1-4 暴風雨や豪雪等に伴う死傷者の発生

| 分野 | 施策 | 手段 | 再掲元 | 重点 |
|------------------------------------|----------------|--|-----|----|
| 行政機能・情報 通信・防災教育 リスクコミュニケーション | 関係機関との 連携強化 | ・関係機関との連携強化を図る。 ・地域住民や自治会等との協力体制の整備を進める。 | | |
| 官民連携 | 連絡体制の強化 | ・孤立の恐れがある地域との連絡体制を強化する。 ・事前に世帯状況を把握した避難訓練等を実施する。 ・関係団体等と連絡体制を強化する。 | | |
| 国土保全・交通 官民連携 | 除雪体制の強化 | ・民間事業者・住民と協力し、体制強化を図る。 ・除雪機械の計画的な更新を進める。 | | 重 |

1-5 情報伝達の不備、麻痺、長期停止等や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生

| 分野 | 施策 | 手段 | 再掲元 | 重点 |
|--------------------------|-------------|---|-----|----|
| 保健・医療・福祉 リスクコミュニケーション | 避難困難者への対応強化 | ・高齢者、障がい者、難病患者、外国人等、これまで以上に要支援者対策を強化する。 | | |

| | | | | |
|--------------------------------|----------------------|--|--|---|
| コミュニケーション | 地域支援体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の避難行動支援体制を整える。 ・福祉避難所の円滑な受入れ体制を構築する。 | | |
| | 避難行動要支援者避難行動支援プランの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知・啓発に努める。 ・実施体制について、支援関係者と連携して強化する。 | | |
| 行政機能・情報発信・防災教育 | 情報伝達手段の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・多様な情報伝達手段を確保する。 ・防災行政無線による情報伝達体制を整備及び維持管理する。 | | 重 |
| | 通信事業者との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信基盤を迅速に復旧する体制を整備する。 | | |
| 行政機能・情報発信・防災教育 リスクコミュニケーション | 避難訓練の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及啓発及び防災意識を高めるため、防災訓練等に取り組む。 | | |
| 行政機能・情報発信・防災教育 官民連携 | 防災教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校・家庭・地域などが連携した防災教育を進める。 | | |
| 人材育成 | 防災士や地域のリーダーの養成 | <ul style="list-style-type: none"> ・研修会、講習会等の開催等を通じて、リーダーの育成に努める。 | | |

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康や避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料や飲料水など、生命に関わる物資供給の長期停止

| 分野 | 施策 | 手段 | 再掲元 | 重点 |
|----------------|-----------------|---|-----|----|
| 行政機能・情報通信・防災教育 | 避難所の備蓄・設備強化 | ・備蓄食料や衛生用品等を計画的に備蓄する。 | | 重 |
| 行政機能・情報通信・防災教育 | 災害時応援協定等の締結 | ・連携強化に努め、対応力の向上を図る。 | | |
| リスクコミュニケーション | 物資調達協定等の締結 | ・事業者との協定を進める。 | | |
| 行政機能・情報通信・防災教育 | 避難所の維持管理 | ・計画的な維持修繕を行う。 | | |
| 老朽化対策 | 簡易水道施設の適切な管理 | ・適切な維持管理を行う。 ・計画的に更新する。 ・給水タンクや非常用給水袋を備蓄する。 | | 重 |
| 国土保全・交通 | 幹線道路整備の促進 | ・計画的な整備を進める。 ・道路構造物、電柱等についても、災害時に物流を妨げないよう配慮し整備を進める。 | | |
| 国土保全・交通 | 道路・橋梁の計画的な管理 | ・計画的な補修改修を進める。 ・適切な維持管理を行う。 | 1-1 | 重 |
| | 道路や橋梁の計画的整備及び改修 | ・優先度の高い事業個所の道路整備、改良を行う。 ・効率的な橋梁の維持補修を行う。 | | 重 |

2-2 多数かつ長期に渡る孤立集落等の同時発生

| 分野 | 施策 | 手段 | 再掲元 | 重点 |
|----------------|-------------|------------------------------|-----|----|
| 行政機能・情報通信・防災教育 | 避難所の備蓄・設備強化 | ・備蓄食料や衛生用品等を計画的に備蓄する。 | 2-1 | 重 |
| 行政機能・情報通信・防災教育 | 避難場所の確保 | ・地域内に安全な場所や家を予め定め、避難場所を確保する。 | | |
| リスクコミュニケーション | ヘリ発着所の確保 | ・ヘリコプターによる救助に備え、発着場所の確保を進める。 | | |

| | | | | |
|--|-------------------------|---|-----|---|
| 行政機能・情報 発信・防災教育 リスクコミュニ ケーション 官民連携 | 連絡体制の強 化 | ・孤立の恐れがある地域の連 絡体制を強化する。 ・事前に世帯状況を把握した 避難訓練等を実施する。 ・関係団体等と連絡体制を強 化する。 | 1-4 | |
| 国土保全・交通 老朽化対策 | 道路・橋梁の計 画的な管理 | ・計画的な補修改修を進め る。 ・適切な維持管理を行う。 | 1-1 | 重 |
| | 道路や橋梁の 計画的整備及 び改修 | ・優先度の高い事業個所の道 路整備、改良を行う。 ・効率的な橋梁の維持補修を 行う。 | 2-1 | 重 |

2-3 消防・医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

| 分野 | 施策 | 手段 | 再掲元 | 重点 |
|--|----------------------------|--|-----|----|
| 保健医療・福祉 | 広域医療体制 の構築 | ・連携強化により救急医療体 制の充実を図る。 | | |
| | 保健・医療・福 祉の連携強化 | ・保健・医療・福祉の関係機 関が平時から情報共有を図 る。 | | 重 |
| | 都市機能寸断 時のバックア ップ体制構築 | ・電気・水道・通信等の都市 機能が寸断したケースを想定 し、医療体制を構築する。 | | |
| | 生涯を通じた 健康づくりの 推進 | ・生涯を通じた健康づくりの 推進に向け、健康診断受診率 の向上を図り、適切な保健指 導の充実を努める。 | | |
| | こころの健康 づくりの推進 | ・人材育成やボランティア団 体の活動支援により、相談体 制を充実する。 | | |
| | 男女共同参画 に配慮した支 援 | ・性別の違いを認識し、お互 いを尊重する意識啓発に取り 組む。 | | |
| 保健医療・福祉 リスクコミュニ ケーション | 医療体制の強 化 | ・災害時における医療体制の 充実を図る。 | | |
| 行政機能・情報 通信・防災教育 リスクコミュニ ケーション | 消防・救急体制 の強化 | ・医療機関等も含めた消防・ 救急・救助の体制整備を図る。 ・消防車両をはじめとした消 | | 重 |

| | | | | |
|-----------------------------|-----------------|--|-----|---|
| ニケーション | | 防設備・施設を計画的に更新する。 | | |
| 人材育成 官民連携 | 地域防災力の強化 | ・消防団員の確保に努める。 ・自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む。 | | 重 |
| 行政機能・情報 通信・防災教育 官民連携 | 応急手当講習会等の開催 | ・講習会等の開催により、普及・啓発に取り組む。 | | |
| 国土保全・交通 リスクコミュニ ケーション | 交通ネットワークの形成 | ・支援ルートの確保とともに、町民の移動手段・物資を輸送する交通ネットワークを整備する。 | | 重 |
| 国土保全・交通 老朽化対策 | 道路・橋梁の計画的な管理 | ・計画的な補修改修を進める。 ・適切な維持管理を行う。 | 1-1 | 重 |
| | 道路や橋梁の計画的整備及び改修 | ・優先度の高い事業個所の道路整備、改良を行う。 ・効率的な橋梁の維持補修を行う。 | 2-1 | 重 |

2-4 被災地における感染症等の大規模発生

| 分野 | 施策 | 手段 | 再掲元 | 重点 |
|--|-----------------|--|-----|----|
| 保健医療・福祉 | 保健師等による健康・管理の強化 | ・避難者の不安を軽減できるよう県健康管理マニュアルに沿った健康管理に努める。 ・手洗い等衛生管理の普及啓発とともに、消毒液など衛生資材を確保する。 | | |
| | 感染症予防の強化 | ・関係機関と連携し、必要な措置を講じる。 ・健康管理に関し町民に適切な情報提供を行う。 | | |
| 行政機能・情報 通信・防災教育 リスクコミュニ ケーション | 廃棄物の処理体制の整備 | ・組合や民間事業者とも連携して処理体制を構築する。 | | |
| 行政機能・情報 通信・防災教育 老朽化対策 | 簡易水道施設の適切な管理 | ・適切な維持管理を行う。 ・計画的に更新する。 ・給水タンクや非常用給水袋を備蓄する。 | 2-1 | 重 |

| | | | | |
|--|-------------|--------------------------------|--|---|
| | 下水道施設の適切な管理 | ・施設の更新や修繕・耐震化、 について計画的に進める。 | | 重 |
|--|-------------|--------------------------------|--|---|

目標3 必要不可欠な行政機能を維持する

3-1 行政機関の職員や施設等の被災による行政機能の大幅な低下

| 分野 | 施策 | 手段 | 再掲元 | 重点 |
|--------------------|---------------------|---|-----|----|
| 行政機能・情報 通信・防災教育 | 庁舎の機能強化 | <ul style="list-style-type: none"> 適切な維持管理を行う。 非常用発電設備の整備、情報収集・発信手段の多様化等、災害拠点としての機能強化を図る。 | | 重 |
| | 業務継続計画の定期更新と継続訓練の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 業務継続計画を定期的に更新する。 業務継続計画に基づいた訓練を実施する。 | | |
| | 住民データの保全 | <ul style="list-style-type: none"> 住民データを迅速に復旧する体制の整備を図る。 | | |
| 人口減少・少子 高齢化対策 | 協働による地域づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> 町民等の参画による効果的で持続可能な地域づくりを進める。 | | |

目標4 必要不可欠な情報通信機能や情報サービスを維持する

4-1 災害対応に必要な通信インフラの機能停止

| 分野 | 施策 | 手段 | 再掲元 | 重点 |
|--|-------------|--|-----|----|
| 行政機能・情報通信・防災教育 リスクコミュニケーション | 災害時応援協定等の締結 | ・連携強化に努め、対応力の向上を図る。 | 2-1 | |
| 行政機能・情報発信・防災教育 リスクコミュニケーション 官民連携 | 連絡体制の強化 | ・孤立の恐れがある地域との連絡体制を強化する。 ・事前に世帯状況を把握した避難訓練等を実施する。 ・関係団体等と連絡体制を強化する。 | 1-4 | |

4-2 テレビやラジオの放送が中断し災害情報が伝達できない事態

| 分野 | 施策 | 手段 | 再掲元 | 重点 |
|----------------|--------------|---------------------|-----|----|
| 行政機能・情報発信・防災教育 | 防災行政無線の整備 | ・老朽化に伴う設備の更新を行う。 | | |
| | 車両による伝達手段の確保 | ・広報可能な車両を複数台維持管理する。 | | |

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、避難行動や救助、支援が遅れる事態

| 分野 | 施策 | 手段 | 再掲元 | 重点 |
|----------------|-----------|--|-----|----|
| 行政機能・情報発信・防災教育 | 情報伝達手段の整備 | ・多様な情報伝達手段を確保する。 ・防災行政無線による情報伝達体制を整備及び維持管理する。 | 1-5 | 重 |
| | 通信事業者との連携 | ・情報通信基盤を迅速に復旧する体制を整備する。 | 1-5 | |

目標5 地域経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

| 分野 | 施策 | 手段 | 再掲元 | 重点 |
|------------------|----------------------|--|-----|----|
| 国土保全・交通 老朽化対策 | 道路・橋梁の計画的な管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な補修改修を進める。 ・適切な維持管理を行う。 | 1-1 | 重 |
| 産業 人材育成 | 企業の業務継続計画の策定支援・普及啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画の策定支援や普及啓発を行う。 ・経営の継続性の確保と、人材育成を通じた産業の体質強化を推進する | | |
| 産業 | 省エネルギー・再生可能エネルギー利用推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーコストの削減や環境負荷の低減を図る。 ・再生可能エネルギーによる各種設備の普及を図る。 ・林地残材をエネルギー資源として利用するシステムを構築する。 | | |

5-2 食料等の安定供給の停滞

| 分野 | 施策 | 手段 | 再掲元 | 重点 |
|------------------|-----------------|--|-----|----|
| 国土保全・交通 老朽化対策 | 道路・橋梁の計画的な管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な補修改修を進める。 ・適切な維持管理を行う。 | 1-1 | 重 |
| | 道路や橋梁の計画的整備及び改修 | <ul style="list-style-type: none"> ・優先度の高い事業個所の道路整備、改良を行う。 ・効率的な橋梁の維持補修を行う。 | 2-1 | 重 |
| 産業 | 農業用施設の早期復旧 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地や農業水利施設等の保全管理を行う。 ・農業用施設の維持・改修により、長寿命化を図る。 | | |
| | 農地の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地保全を図るとともに遊休農地（耕作放棄地）の解消を進める。 | 1-2 | |
| | 農畜産物の安定生産 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の導入支援や生産技術の向上を図り、生産の維持・拡大を進める。 | | 重 |

目標6 必要不可欠なライフラインや交通ネットワーク等の被害を最小限に留め、早期に復旧させる

6-1 電気、石油、ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

| 分野 | 施策 | 手段 | 再掲元 | 重点 |
|--|----------------------|---|-----|----|
| 行政機能・情報通信・防災教育 リスクコミュニケーション 官民連携 | 関係機関との連携強化 | <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携強化を図る。 地域住民や自治会等との協力体制の整備を進める。 | 1-4 | |
| 産業 | 省エネルギー・再生可能エネルギー利用推進 | <ul style="list-style-type: none"> エネルギーコストの削減や環境負荷の低減を図る。 再生可能エネルギーによる各種設備の普及を図る。 林地残材をエネルギー資源として利用するシステムを構築する。 | 5-1 | |

6-2 上下水道の長時間に渡る給水停止及び機能停止

| 分野 | 施策 | 手段 | 再掲元 | 重点 |
|-------------------------|--------------|--|-----|----|
| 行政機能・情報通信・防災教育 老朽化対策 | 簡易水道施設の適切な管理 | <ul style="list-style-type: none"> 適切な維持管理を行う。 計画的に更新する。 給水タンクや非常用給水袋を備蓄する。 | 2-1 | 重 |
| | 下水道施設の適切な管理 | <ul style="list-style-type: none"> 施設の更新や修繕・耐震化、について計画的に進める。 | 2-4 | 重 |

6-3 町外との基幹交通や地域交通ネットワークの機能停止

| 分野 | 施策 | 手段 | 再掲元 | 重点 |
|-------------------------|-----------------|---|-----|----|
| 国土保全・交通 リスクコミュニケーション | 交通ネットワークの形成 | <ul style="list-style-type: none"> 支援ルートの確保とともに、町民の移動手段・物資を輸送する交通ネットワークを整備する。 | 2-3 | 重 |
| 国土保全・交通 老朽化対策 | 道路・橋梁の計画的な管理 | <ul style="list-style-type: none"> 計画的な補修改修を進める。 適切な維持管理を行う。 | 1-1 | 重 |
| | 道路や橋梁の計画的整備及び改修 | <ul style="list-style-type: none"> 優先度の高い事業個所の道路整備、改良を行う。 効率的な橋梁の維持補修を行う。 | 2-1 | 重 |

目標7 制御不能な複合災害や二次災害を発生させない

7-1 砂防堰堤や天然ダム等の損壊や機能不全による複合災害や二次災害の発生

| 分野 | 施策 | 手段 | 再掲元 | 重点 |
|-------------------------|----------------|---|-----|----|
| 産業 | 森林の公益的機能の維持・増進 | <ul style="list-style-type: none"> ・土砂崩れ等の危険個所については、治山事業による災害防止措置を講じる。 ・林野火災予防思想の普及啓発を図る。 ・消火資機材の整備や消防訓練等により消火体制を強化する。 | 1-3 | |
| 国土保全・交通 | 土砂災害対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・国や県と連携し、地すべり防止対策や土石流対策等を促進する。 ・整備した防災インフラの適正な管理を行う。 ・各種条例や規則の適切な運用や、計画に基づく土地の利用を進める。 | 1-3 | |
| 国土保全・交通 リスクコミュニケーション | 防災マップの活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・適切な土地利用の誘導を行う。 ・防災マップを活用し、危険個所の把握や避難訓練を実施する。 | 1-2 | 重 |

7-2 農地や森林等の荒廃による被害の拡大

| 分野 | 施策 | 手段 | 再掲元 | 重点 |
|----|----------------|---|-----|----|
| 産業 | 農地の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地保全を図るとともに遊休農地（耕作放棄地）の解消を進める。 | 1-2 | |
| | 森林の公益的機能の維持・増進 | <ul style="list-style-type: none"> ・土砂崩れ等の危険個所については、治山事業による災害防止措置を講じる。 ・林野火災予防思想の普及啓発を図る。 ・消火資機材の整備や消防訓練等により消火体制を強化する。 | 1-3 | |

| | | | | |
|------------|------------------|---|-----|--|
| 産業 人材育成 | 農業者の育成 と経営安定化 | <ul style="list-style-type: none"> ・就農支援や就農希望者の受入れ態勢を整備する。 ・集落営農の組織化や法人化を推進する。 ・地域の中心経営体を育成する。 | | |
| | 鳥獣被害対策 の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・防除対策、環境整備対策、捕獲対策の3つの取り組みを複合的に進めていく。 ・狩猟者の担い手確保対策を実施する。 | | |
| 国土保全・交通 | 土砂災害対策 の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・国や県と連携し、地すべり防止対策や土石流対策等を促進する。 ・整備した防災インフラの適正な管理を行う。 ・各種条例や規則の適切な運用や、計画に基づく土地の利用を進める。 | 1-3 | |

7-3 観光、地域農産物に対する風評被害等による地域社会への甚大な被害

| 分野 | 施策 | 手段 | 再掲元 | 重点 |
|--------------------|----------------|--|-----|----|
| 産業 | 農畜産物の販売 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者、流通関係者へ情報を発信する。 ・観光業など他産業と連携しながら販路を拡充する。 | | |
| | 農畜産物の6 次産業化 | <ul style="list-style-type: none"> ・多様な経営体を育成・支援する。 ・生産、加工、販売の連携体制を構築し地域資源の活用を促進する。 | | |
| 行政機能・情報 発信・防災教育 | 各種情報の的 確な発信 | <ul style="list-style-type: none"> ・多様なメディアを活用した正確な情報発信を強化する。 ・Wi-Fi 環境の拡充を図り、的確な情報発信体制を整える。 | | |

目標 8 地域社会や地域経済を迅速に再建する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧や復興が大幅に遅れる事態

| 分野 | 施策 | 手段 | 再掲元 | 重点 |
|--|------------------|--|-----|----|
| 行政機能・情報 通信・防災教育 リスクコミュニ ケーション | 災害廃棄物処 理計画の策定 | ・速やかに災害廃棄物を処理 するための具体的な処理体制 を定める災害廃棄物処理計画 を策定する | | |
| | 廃棄物の処理 体制の整備 | ・組合や民間事業者とも連携 して処理体制を構築する。 | 2-4 | |

8-2 復旧や復興を担う人材の絶対的不足により復旧や復興が大幅に遅れる事態

| 分野 | 施策 | 手段 | 再掲元 | 重点 |
|------------------|-------------------------|---|-----|----|
| リスクコミュニ ケーション | ボランティア・ NPO活動の 支援 | ・ボランティア団体やNPO 法人の活動を支援する。 | | |
| | 保育所の業務 の継続 | ・業務継続計画を策定し業務 体制を構築する。 | | |
| 国土保全・交通 老朽化対策 | 道路・橋梁の計 画的な管理 | ・計画的な補修改修を進め る。 ・適切な維持管理を行う。 | 1-1 | 重 |
| | 道路や橋梁の 計画的整備及 び改修 | ・優先度の高い事業個所の道 路整備、改良を行う。 ・効率的な橋梁の維持補修を 行う。 | 2-1 | 重 |

8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧や復興が大幅に遅れる事態

| 分野 | 施策 | 手段 | 再掲元 | 重点 |
|--|-------------------------|--|-----|----|
| 行政機能・情報 通信・防災教育 | 生きる力を育 む教育の充実 | ・規範意識や地域への愛着を 活かし、地域と関わっていく 児童生徒を育成する。 | | |
| | 芸術文化の振 興とスポーツ の推進 | ・人との交流の機会となる、 芸術・文化・スポーツの振興 を進める。 | | |
| 行政機能・情報 通信・防災教育 リスクコミュニ ケーション | コミュニティ 活動の活性化 | ・特色ある地域づくりの取り 組みを進める。 ・地域課題の解決に向けた取 り組みを支援する。 | | |
| 人口減少・少子 高齢化対策 | 協働による地 域づくりの推 進 | ・町民等の参画による効果的 で持続可能な地域づくりを進 める。 | 3-1 | |

| | | | | |
|-----------------------------------|-------------------------|--|--|----------|
| <p>人口減少・少子 高齢化対策 人材育成</p> | <p>移住促進と関 係人口拡大</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・町外からの転入者の増加に努める。 ・地域の担い手となる新たな人材を創出・育成する必要がある。 | | <p>重</p> |
|-----------------------------------|-------------------------|--|--|----------|

第2節 施策分野ごとの施策

(1) 個別施策分野

①行政機能・情報通信・防災教育

- ・ 公共施設の管理
- ・ 学校施設等の計画的な施設更新整備
- ・ 社会教育施設等の計画的な施設更新整備
- ・ 関係機関との連携強化
- ・ 連絡体制の強化
- ・ 情報伝達手段の整備
- ・ 通信事業者との連携
- ・ 避難訓練の実施
- ・ 防災教育の推進
- ・ 避難所の備蓄・設備強化
- ・ 災害時応援協定等の締結
- ・ 物資調達協定等の締結
- ・ 避難所の維持管理
- ・ 簡易水道施設の適切な管理
- ・ 避難場所の確保
- ・ ヘリ発着所の確保
- ・ 消防・救急体制の強化
- ・ 応急手当講習会等の開催
- ・ 廃棄物の処理体制の整備
- ・ 下水道施設の適切な管理
- ・ 庁舎の機能強化
- ・ 業務継続計画の定期更新と継続訓練の実施
- ・ 住民データの保全
- ・ 防災行政無線の整備
- ・ 車両による伝達手段の確保
- ・ 各種情報の的確な発信
- ・ 災害廃棄物処理計画の策定
- ・ 生きる力を育む教育の充実
- ・ 芸術文化の振興とスポーツの推進
- ・ コミュニティ活動の活性化

②住宅・都市

- ・ 木造住宅の耐震化
- ・ 空き家対策の推進
- ・ 狭あい道路の解消等による都市機能の強化
- ・ 電柱等の倒壊防止
- ・ 公園の計画的修繕
- ・ 公営住宅の老朽化対策

③保健医療・福祉

- ・福祉施設等の防災・減災対策
- ・避難困難者への対応強化
- ・地域支援体制の強化
- ・避難行動要支援者避難行動支援プランの推進
- ・広域医療体制の構築
- ・保健・医療・福祉の連携強化
- ・都市機能寸断時のバックアップ体制構築
- ・生涯を通じた健康づくりの推進
- ・こころの健康づくりの推進
- ・男女共同参画に配慮した支援
- ・医療体制の強化
- ・保健師等による健康・管理の強化
- ・感染症予防の強化

④産業

- ・観光施設の計画的な施設更新整備
- ・農地の保全
- ・森林の公益的機能の維持・増進
- ・企業の業務継続計画の策定支援・普及啓発
- ・省エネルギー・再生可能エネルギー利用推進
- ・農業用施設の早期復旧
- ・農畜産物の安定生産
- ・農業者の育成と経営安定化
- ・鳥獣被害対策の推進
- ・農畜産物の販売
- ・農畜産物の6次産業化

⑤国土保全・交通

- ・道路・橋梁の計画的な管理
- ・堆積土砂浚渫
- ・県管理河川改修の促進
- ・防災マップの活用
- ・土砂災害対策の推進
- ・除雪体制の強化
- ・幹線道路整備の促進
- ・道路や橋梁の計画的整備及び改修
- ・交通ネットワークの形成

(2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

- ・ 防災マップの活用
- ・ 関係機関との連携強化
- ・ 連絡体制の強化
- ・ 避難困難者への対応強化
- ・ 地域支援体制の強化
- ・ 避難行動要支援者避難行動支援プランの推進
- ・ 避難訓練の実施
- ・ 災害時応援協定等の締結
- ・ 物資調達協定等の締結
- ・ 避難場所の確保
- ・ ヘリ発着所の確保
- ・ 医療体制の強化
- ・ 消防・救急体制の強化
- ・ 交通ネットワークの形成
- ・ 廃棄物の処理体制の整備
- ・ 災害廃棄物処理計画の策定
- ・ ボランティア・NPO活動の支援
- ・ 保育所の業務の継続
- ・ コミュニティ活動の活性化

② 老朽化対策

- ・ 公共施設の管理
- ・ 学校施設等の計画的な施設更新整備
- ・ 社会教育施設等の計画的な施設更新整備
- ・ 観光施設の計画的な施設更新整備
- ・ 木造住宅の耐震化
- ・ 福祉施設等の防災・減災対策
- ・ 公園の計画的修繕
- ・ 公営住宅の老朽化対策
- ・ 道路・橋梁の計画的な管理
- ・ 避難所の維持管理
- ・ 簡易水道施設の適切な管理
- ・ 道路や橋梁の計画的整備及び改修
- ・ 下水道施設の適切な管理

③ 人口減少・少子高齢化対策

- ・ 空き家対策の推進
- ・ 協働による地域づくりの推進
- ・ 移住促進と関係人口拡大

④人材育成

- ・ 防災士や地域のリーダーの養成
- ・ 地域防災力の強化
- ・ 企業の業務継続計画の策定支援・普及啓発
- ・ 農業者の育成と経営安定化
- ・ 鳥獣被害対策の推進
- ・ 移住促進と関係人口拡大

⑤官民連携

- ・ 施設における避難訓練の実施
- ・ 関係機関との連携強化
- ・ 連絡体制の強化
- ・ 防災教育の推進
- ・ 地域防災力の強化
- ・ 応急手当講習会等の開催

第3節 重点施策

第1節で示した施策のうち、影響の大きさ、緊急度、進捗状況、平時の活用等の視点から、計画期間内に優先して取り組む施策を分野別に「重点施策」として選定する。

なお、重点施策の設定に際しては「住田町総合計画」との整合性を図るとともに、施策の進捗状況等を客観的に把握できる指標をKPIとして進捗管理を図るものとする。KPIについては、特に記載のない場合は令和2年度末現在の値を現状とし、令和6年度末を目標値として記載する。KPIの進捗管理については、「住田町総合計画」の進捗管理と合わせ定期的に行うものとする。

(1) 個別施策分野

第1 行政機能・情報通信・防災教育

| 施策 | 現状 | 手段 | 指標 現状（R2 末時点）→ 目標値（R6 末時点） | 備考 |
|------------------|--|---|----------------------------------|----|
| 公共施設の管理 | 老朽化の度合いに応じて維持修繕や更新に取り組ながら、必要な規模を見極める必要がある。 | ・利用度や緊急度に応じた計画的な維持修繕や建て替えを進める。 ・個別施設計画で定める施設管理方針を毎年度見直しする。 | ・施設管理方針の見直し 毎年度の見直し | 達成 |
| 学校施設等の計画的な施設更新整備 | 老朽化の度合いに応じて維持修繕や更新に取り組ながら、必要な規模を見極める必要がある。 | ・利用度や緊急度に応じた計画的な維持修繕や建て替えを進める。 ・個別施設計画で定める施設管理方針を毎年度見直しする。 | ・施設管理方針の見直し 毎年度の見直し | 達成 |
| 情報伝達手段の整備 | 広報すみた、住田テレビ、全戸配布のチラシ、ホームページ、SNSなど多様な手段に拡大している。 | ・まちづくりへの参画を促進するため、行政情報を誰もが利用できるオープンデータの構築を進める。 | ・オープンデータの構築 未構築→構築 | 達成 |

| | | | | |
|--------------|--|--|--|----------------|
| | 老朽化した地域情報基盤施設の更新が控えている。 | ・中長期的な更新計画のもとで、安定した施設の維持管理を進める。 | ・施設管理方針の見直し 毎年度の見直し | 達成 |
| 避難所の備蓄・設備強化 | 避難所の備蓄を増やし、バリアフリー化を進め、避難しやすい環境を強化していく必要がある。 | ・主食、副食、飲料水等の備蓄品を計画的に購入し、適正管理を行っていく。 ・避難所の設備整備の整備を行っていく。 | ・食料、飲料水等備蓄購入計画により購入 ・設備環境の整備 整備方針により整備 ・通信環境整備 0施設→6施設 | 達成 達成 達成 |
| 簡易水道施設の適切な管理 | 老朽化の度合いに応じて維持修繕や更新に取り組ながら、必要な規模を見極める必要がある。 | ・中長期的な経営方針のもとで安定した事業運営を進める。 | ・施設管理方針の見直し 毎年度の見直し | 達成 |
| 消防・救急体制の強化 | 消防庁が定める消防力の整備指針に対し消防水利が不足している。また、少子高齢化及び就労形態の多様化に伴い消防団員が減少傾向にある。 | ・医療機関等を含めた、消防・救急・救助の体制整備を図る。 ・消防署住田分署及び消防屯所等の適切な維持管理を継続的に行う。 ・消防団員確保を継続的に行う。 | ・消防団設備の更新、整備 車両の計画的な更新 屯所の建替え ・消防水利充足率 70.8%→74.3% | 達成 累積値 |
| 下水道施設の適切な管理 | 老朽化の度合いに応じて維持修繕や更新に取り組ながら、必要な規模を見極める必要がある。 | ・中長期的な経営方針のもとで安定した事業運営を進める。 | ・施設管理方針の見直し 毎年度の見直し | 達成 |
| 庁舎の機能強化 | 庁舎の適切な維持管理に努 | ・適切な維持管理を行う。 | ・防災行政無線同報系親局設備更新 | 達成 |

| | | | | |
|--|------------------------------|--------------------------------------|--------|--|
| | めるとともに、災害拠点としての機能強化を図る必要がある。 | ・情報収集・発信手段の多様化への対応など災害拠点としての機能強化を図る。 | 未更新→更新 | |
|--|------------------------------|--------------------------------------|--------|--|

第2 住宅・都市

| 施策 | 現状 | 手段 | 指標 現状（R2 末時点）→ 目標値（R6 末時点） | 備考 |
|----------|----------------------|---|----------------------------------|-----|
| 空き家対策の推進 | 人口減少により空き家の増加が懸念される。 | ・住まいを必要とする方に斡旋する取組みを進めるとともに、適正な管理が行われていないものは防災、衛生、景観などの生活環境に影響を及ぼさないよう対策を講じる。 | ・空き家を活用した住宅斡旋数 3棟→5棟以上 | 累積値 |

第3 保健医療・福祉

| 施策 | 現状 | 手段 | 指標 現状（R2 末時点）→ 目標値（R6 末時点） | 備考 |
|---------------|----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|-----|
| 保健・医療・福祉の連携強化 | 人口が減少する本町において医療機関の新規解消が厳しい状況にある。 | ・医療だけでなく、福祉や介護の領域とも連携した環境づくりを進める。 | ・関係機関総参加訓練の実施 未実施→1回/年 | 最終値 |

第4 産業

| 施策 | 現状 | 手段 | 指標 現状（R2 末時点）→ 目標値（R6 末時点） | 備考 |
|-----------|--------------------|-----------------------|------------------------------------|-----|
| 農畜産物の安定生産 | 農家数が減少し遊休農地が増加する一方 | ・農地の維持管理や農作業の受委託、農業機械 | ・農業産出額 49億円（R元推計値） →53億円/年以上 | 最終値 |

| | | | | |
|--|-------------------------------|---|--|--|
| | で、農業産出額は畜産の増加により全体として増加傾向にある。 | の所有管理、鳥獣害対策などを集落や会社法人などの集団化を図り、農業経営を効率化する取組みを進める。 | | |
|--|-------------------------------|---|--|--|

第5 国土保全・交通

| 施策 | 現状 | 手段 | 指標 現状（R2 末時点）→ 目標値（R6 末時点） | 備考 |
|--------------|--|--|---|---------------|
| 道路・橋梁の計画的な管理 | 路面や橋りょうなどの老朽化などに伴う維持修繕で緊急を要するものについて町内事業者とも連携して速やかに対処する必要がある。 | ・危険度や利用度などから優先順位を判断し計画的に進める。 | ・町道の整備不良に起因する事故件数 0件→0件 ・橋りょう長寿命化修繕計画更新 未更新→更新 | 最終値 達成 |
| 県管理河川改修の促進 | 台風や大雨などの水害から町民の生命と財産を守るため、河川の計画的整備が必要とされている。 | ・危険性の高い気仙川への堤防等整備の早期完了を関係機関に要望する。 | ・基幹河川整備進捗率 気仙川 66.4%→96.5% 大股川 63.7%→100% | 累積値 |
| 防災マップの活用 | 現在配布済みの防災マップは平成28年に作成したものであり、作成から5年が経過している。その間、県において土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の見直しが行われ | ・防災マップを更新し、再度全戸配布する。 ・防災マップを活用し、適切な土地利用の誘導を行うとともに、地域の危険箇所を事前に周知し、地域における避難訓練等を通じて災害に | ・防災マップ更新部数 未更新→2,500部 | 最終値 |

| | | | | |
|-----------------|---------------------------|---|-----------------------|-----|
| | ており、既存の防災マップと乖離が進んでいる。 | 備える。 | | |
| 除雪体制の強化 | 事業者のオペレーター不足が懸念される。 | ・住民の協力も視野に入れ、体制を維持する。 | ・除雪機械稼働数維持 14台→14台 | 最終値 |
| 道路や橋梁の計画的整備及び改修 | 町道の認定や改良について計画的に進める必要がある。 | ・住民の日常生活の利便性や産業振興の展望など、総合的な見地から優先順位を判断し進める。 | ・道路改良率 56.4%→56.5% | 累積値 |

(2) 横断的分野

第1 リスクコミュニケーション

| 施策 | 現状 | 手段 | 指標 現状 (R2 末時点) → 目標値 (R6 末時点) | 備考 |
|------------|----|----|-------------------------------------|------------------|
| 防災マップの活用 | — | — | — | 再掲のため省略(1) 第5 |
| 消防・救急体制の強化 | — | — | — | 再掲のため省略(1) 第1 |

第2 老朽化対策

| 施策 | 現状 | 手段 | 指標 現状 (R2 末時点) → 目標値 (R6 末時点) | 備考 |
|------------------|----|----|-------------------------------------|------------------|
| 公共施設の管理 | — | — | — | 再掲のため省略(1) 第1 |
| 学校施設等の計画的な施設更新整備 | — | — | — | 再掲のため省略(1) 第1 |

| | | | | |
|-----------------|---|---|---|--------------|
| 道路・橋梁の計画的な管理 | — | — | — | 再掲のため省略(1)第5 |
| 上水道施設の適切な管理 | — | — | — | 再掲のため省略(1)第1 |
| 道路や橋梁の計画的整備及び改修 | — | — | — | 再掲のため省略(1)第5 |
| 下水道施設の適切な管理 | — | — | — | 再掲のため省略(1)第1 |

第3 人口減少・少子高齢化対策

| 施策 | 現状 | 手段 | 指標 現状 (R2 末時点) → 目標値 (R6 末時点) | 備考 |
|-------------|--|---|-------------------------------------|--------------|
| 空き家対策の推進 | — | — | — | 再掲のため省略(1)第2 |
| 移住促進と関係人口拡大 | 合併した年をピークに人口は一貫して減少していますが、「2040年に4,000人」を目標としており、20代前半及び15～49歳女性の人口増加に重点的に取り組む必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・移住者が地域コミュニティに円滑に溶け込めるような環境づくりを進める。 ・地域や地域の人々と多様に関わる人々である関係人口の拡大と、その方々と住民、特に若者や女性の交流機会の創出を進める。 | ・住民基本台帳人口 5,179人→4,927人 | 最終値 |

第4 人材育成

| 施策 | 現状 | 手段 | 指標 現状（R2 末時点）→ 目標値（R6 末時点） | 備考 |
|-------------|---|--|--|------------------|
| 地域防災力の強化 | 住民個々の意識啓発と、自主防災組織を中心とした避難所の点検や防災福祉マップの作成など地域ぐるみの防災体制を強化する必要がある。 | ・適切な情報提供とともに住民団体の取組みに対し支援を行い、平時からの防火意識や防災意識の向上を図る。 | ・建物火災発生件数 0件→0件 ・災害による死者数 0人→0人 | 最終値 |
| 移住促進と関係人口拡大 | — | — | — | 再掲のため省略(2) 第3 |

第5 官民連携

| 施策 | 現状 | 手段 | 指標 現状（R2 末時点）→ 目標値（R6 末時点） | 備考 |
|----------|----|----|----------------------------------|------------------|
| 除雪体制の強化 | — | — | — | 再掲のため省略(1) 第5 |
| 地域防災力の強化 | — | — | — | 再掲のため省略(2) 第4 |

第4節 計画の推進と進捗管理

(1) 推進体制

行政内部の部局横断的な連携はもとより、住民や国、県、民間等とも連携し計画の推進を図るため、本計画の周知に努めるとともに被害想定や各種リスク情報、取組みの進捗状況を共有しながら、相互に連携して効果的・効率的な体制を取るよう努めます。

(2) 計画の進捗管理

計画の実効性を高めていくためには、施策を着実に実行し、常にその成果や課題等を把握、分析して次の施策に反映していくことが必要です。

進捗管理は、庁舎内に設置する委員会等において検証・実施します。

(3) 計画の見直し

「計画」⇒「実行」⇒「評価」⇒「改善」というPDCAサイクルにより、毎年度ローリング方式で見直しを実施します。

また、住田町総合計画や国・県の強靱化計画が変更された場合など、この計画を変更する必要がある場合には、期間内においても適宜見直しを行います。